

いう姿勢に徹し、今後とも原子力の安全確保に取り組んでまいりますので、委員長を初め、委員各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次に、池田原子力安全全局長。

○池田政府委員 動燃事業団アスファルト固化処理施設における火災爆発事故の原因調査状況について御説明申し上げます。

事故原因の究明につきましては、これまで八回にわたり事故調査委員会を開催し、調査検討を進めてきたところであります。今回の報告書は、その調査状況について中間的な取りまとめを行つたものでございます。

報告書の要旨について御説明申し上げます。

まず、今回の事故に対する基本認識といたしまして、環境への放射性物質の放出、作業者の体内への放射性物質の吸収という事態となり、また、情報伝達の不適切な対応、虚偽報告等が行われ、国民に多大の不安、不信を与えたことを重く受けとめております。

科学技術庁といたしましても、迅速かつ正確な情報を入手するための体制ができていなかつたことから、火災の状況、放射性物質の環境への放出、作業者の放射性物質の取り込みなどについて状況把握が十分に行えず、事故の重大性の判断を誤り、的確に対応できない点がございました。

科学技術庁といたしましては、今回の事故の経験を貴重な教訓とし、事故の徹底的な原因究明と万全の安全対策を講じるとともに、状況把握、情報伝達、緊急時の即応体制等に関し、改善策を講ずることとしております。

次に、火災発生原因の調査状況について御説明申し上げます。

運転記録、作業者からの聞き取り等から、これまでに次のことが判明いたしました。
すなわち、現場の運転記録等から推測すると、最初に火柱が上がったとされるドラム缶は、処理されたいた給液バッチのうち、二十八及び二十九バッチのドラム缶、または二十九バッチのみのド

ラム缶である可能性が大きい。

運転計画によれば、事故の数日前から、廃棄物の発生量を減少させるため、廃液の供給量を通常よりも下げて運転しておりました。この運転は、放射性物質濃度が比較的高い廃液では初めてであり、アスファルトと廃液の混合処理工程において、混合物中における化学反応の促進に寄与した可能性がある。

運転記録等によると、混合処理工程で部分的にアスファルト混合物の温度の上昇が見られており、同工程で異常な発熱反応が起きていた可能性がある。

作業者からの聞き取りによれば、ドラム缶に充てんした際、混合物がかなりやわらか目であり、ドラム缶から蒸気のようなものが出していました。

このことから、混合物の温度、成分が通常と異なる可能性がある。

発生と同一事象として考えられる自己発火による着火である可能性が極めて大きい。

そして、着火の原因については、可燃性蒸気の発生とともに、着火の原因としては、可燃性ガスの発生、アスファルト充てん室において着火し、爆発が起つた可能性が大きいと考えております。

その原因につきましては、可燃性ガスの発生、可燃性粉じん、ミスト等の発生、液体状または固

体状の爆発性物質の生成等が考えられ、火災との関連を考慮しつつ、今後検討を行つてまいります。

水噴霧による消火につきましては、再発火の防止の観点から、一分間程度では明らかに不十分であつたと考えられます。

次に、事故後の動燃事業団の対応につきましては、「もんじゅ」事故の教訓が生かされず、状況把握及び情報伝達をめぐる不適切な対応が繰り返され、国民の信頼を失墜する事態を招いたことは極めて遺憾であります。

今後は、このような教訓を踏まえ、正確かつ迅速な状況把握と情報伝達のため、ハード、ソフト面にわたる抜本的な改革と教育訓練の徹底、放

射性物質の放出に係る状況把握、関係機関への連絡における判断等についての検討、消火マニュアル、人員配置、設備等の面から消防対応についての検討などを実施する必要があるとしております。

原子力安全局の対応といたしましては、今回の経験を踏まえ、事故に対する即応体制及び現地における状況把握体制を強化することとし、原子力施設に対して抜き打ち的な立入調査等を実施すること、事故時の周辺住民への広報体制について、地方自治体と協力しつつ検討を行う必要があること、運転計画の位置づけ、保安規定の妥当性等について検討していくこと、また、火災検知、消火設備、爆発への考慮等に関する、安全審査の考え方との関連について検討していくこととしております。

今後の対応につきましては、サンプルの採取・分析、実験等を着実に実施し、得られたデータ等を公開で行う事故調査委員会の場で徹底的に吟味することにより、火災及び爆発の原因についてさらに十分な検討を進めていくこととしております。

今後の対応につきましては、サンプルの採取・分析、実験等を着実に実施し、得られたデータ等を公開で行う事故調査委員会の場で徹底的に吟味することにより、火災及び爆発の原因についてさらに十分な検討を進めていくこととしております。

御説明は以上にさせていただきます。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。江渡聰徳君。

○江渡委員 自由民主党の江渡聰徳でございます。

常日ごろ、科学技術行政の推進のために努力されております近岡大臣並びに科技庁の職員の方々には敬意を表すところであります。しかし、このたびの動燃の東海再処理施設アスファルト固化処理施設における火災爆発事故により、環境への放射性物質の放出、作業者の体内への放射性物質の吸入という事態となり、また、情報伝達の不適切な対応、虚偽報告等が繰り返され、国民に多大の不安、不信を与えたことはまことに遺憾なことがあります。

「もんじゅ」事故の後、我々科技庁といたしましては、動燃事業団に対しまして意識改革の推進、事故時対応のための体制の整備、自主保安の強化、それから積極的な情報公開の促進、地元との連絡強化、そういうことについて指導をしてきたところです。

○加藤(康)政府委員 お答え申し上げます。

今回の事故におきまして「もんじゅ」事故の教訓が十分に生かし切れなかつた、まことに遺憾なことがあります。

「もんじゅ」事故の後、我々科技庁といたしましては、動燃事業団に対しまして意識改革の推進、事故時対応のための体制の整備、自主保安の強化、それから積極的な情報公開の促進、地元との連絡強化、そういうことについて指導をしてきたところです。

このたびの動燃の東海再処理施設アスファルト固化処理施設における火災爆発事故により、環境への放射性物質の放出、作業者の体内への放射性物質の吸入という事態となり、また、情報伝達の不適切な対応、虚偽報告等が繰り返され、国民に多大の不安、不信を与えたことはまことに遺憾なことがあります。

動燃の責任は多大でありまして、今後の原子力平和利用の促進にも大きな影響を与えたことは間違いないところでございます。特に、「もんじゅ」の事故の反省が生かされなかつたこと、また、事故後の対応の仕方が余りにもすさんであります。そこで、動燃自身のそもそもの体質に欠陥があると言つて差し支えない、私はかのように考えておるところであります。

また、相次ぐ事故のことを考えれば、科学技術庁において指導力不足も否めないとあります。この点につきましては、動燃だけでなく、科学技術庁にも猛省を促すものであります。抜本的な動燃改革を進める前に、動燃における「もんじゅ」事故以来、適切に指導あるいは監督できなかつた科学技術庁が改革を進める資格は果たしてあるのであろうかと問われているところでもあります。この点につきましていかがお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

「もんじゅ」事故の後、我々科技庁といたしましては、動燃事業団に対しまして意識改革の推進、事故時対応のための体制の整備、自主保安の強化、それから積極的な情報公開の促進、地元との連絡強化、そういうことについて指導をしてきたところです。

このたびの動燃の東海再処理施設アスファルト固化処理施設における火災爆発事故により、環境への放射性物質の放出、作業者の体内への放射性物質の吸入という事態となり、また、情報伝達の不適切な対応、虚偽報告等が繰り返され、国民に多大の不安、不信を与えたことはまことに遺憾なことがあります。

なお、その場におきましても、動燃に対する科技厅の監督のあり方、それについても御意見をいたただくことになつておりますので、改めてべきところは改めるという柔軟な姿勢で対応してまいりたいと考えてございます。今、科技厅に資格があるのか、こうおっしゃいましたが、我々としてはそういう改革を進める責務があると思つておりますので、一生懸命努力したいと思っております。

○江渡委員 一生懸命科技厅さんとしても努力をしながら、本当に国民の方々に理解が得られるような改革を進めていただきたいと思つております。

るでございます。

他方、動燃事業団の今般の一連の事故によりまして、原子力に対しましての国民の不安、不信が増大しているということは事実でございます。このようなことから、原子力安全委員会の責務は御指摘のとおりますます重くなつてきるものと認識しております。

こうした中で、原子力安全委員会におきましては、数百人に上ります専門家で構成しております。安全専門審査会等の組織を有しております。必要に応じまして、こうした専門家を集めて活用できる柔軟性を持つてございます。こういった仕組み

であると言えるわけでございます。
また、報告書の中におきましても書かれておりま
すけれども、換気系のフィルターの目詰まりに
よりブロワーのダンパーが閉になつた、そして、
その後汚染拡大を防止するため換気ブロワーを
手動で停止したことにより、セル内は火災発生直
後からしばらくの間は、いわゆる酸欠状態または
窒息状態となつていたことも考えられるというふ
うに報告はあります。となれば、この酸欠状態あ
るいは窒息状態がゆえに、一時的に火が見えなくな
つたとも自身は考へるところでございます。
消火マニユアルの中には、鎮火確認後水噴霧を

て、実際上、火災が発生いたしましたときにはこの作業者が消火に当たることになりますので、いわゆる経験のある者が消火に当たるということになるわけでござります。

アスファルト施設におきます構成でございますが、従業員全部で四十九名おりますけれども、そのうち経験が十年以上の者が十六名でござります。そのほか六年以上の者が六名ということであり長い経験を有しております。平均の経験年数で申し上げますと、約五年強でござります。経験者いたしましては、ほかの原子力施設の場合と同様に、消防方法の熟知とか消防装置の使

継ぎまして、専事故査のあり方も含めまして、安全の問題、特にチエック体制というものは大変重要な事柄であります。動燃における情報の非公開あるいは情報隠しの体質というものが明らかになつてきただけでありますけれども、今後、原子力界におけるある意味での閉鎖的な体質の弊害といふものを解消するためには、チエックシステムというものの再構築というものが必要になつてくる、私はこのように思っております。

す。 今后とも、国民の原子力に対します信頼を回復すべく、原子力安全委員会の持てるこうした機能を最大限に發揮していただきたいと考えておるところでござります。

とめるだけ記載されておりますけれども、放棄性廃棄物処理施設の現場におきまして、人の目にによる冷静かつ正確な鎮火確認というのはある意味では不可能に近いのではないか、私はこのように考えております。

また、消防マニュアルに「保安上の措置」の項目がありますけれども、そこには「作業は、未経験者のみの構成とならないように入選する。」このように書かれてあるわけですけれども、このようないくつかの点で、必ずしも実現できるとは思っていません。

用方法並びに消火によるプロセスへの影響、そぞろといった知識を有しております。こうした作業実績はこのプラントに精通した経験年数を有していと考へておるところでございます。

このような者が運転に当たつたことによつて火災時においても適切な対応ができるものといふふうに思つておりますが、今回におきましては例えば班長が不在であつたとか、必ずしも迅速な対応がとれなかつたものと考えておりますので

國日本では、大學や國の研究者がパートタイムで支えているというような現実がございます。このような状況でありまして、眞のチエツク機能を果たすことが果たしてできるのでしょうか。原子力開発の専属職員を擁していることに対しまして、我が

のを、あるいはお立した御機会にさせていくのか」と
りよいのかというのと、今までいろいろな審議
があつたと思いますけれども、これから一層この
点につきましても検討させていただきながら、委
員会での御審議等を踏まえていきたい、そのよう
に思つておるところでございます。

持置だけで運搬か一部解かぬ成が果たしてできることの
のでしようか。

今後十分にこれらに心應していきたい。そのように考へておるところでござります。

安全委員会を独立した組織として位置づけ、より強いチエック機能を持たせるべきであろう、私はかように考えております。そうすることにより、國民の信頼を回復するための一助になるというふうに思っておりますけれども、いかがお考えで

次に、中間報告について御質問させていただきます。
今回問題になつてゐる部分におきまして、特に
鎮火確認が確實に行われたのかどうかという点に
ついてお尋ねしたいと思つておりますけれども、

きたいと思います。
○中野参考人 お答え申し上げます。
 消火マニュアルの上では、先生御指摘のように、
 保安上の観点から「未経験者のみの構成とならぬ
 いように入選する。」ことになつてござります。火

まして、水噴霧消火設備と炭酸ガス消火設備について規定されているわけですが、いざいりますけれども、この設備の操作はいずれも班長の指示で行うというふうにされているわけであります。しかし、牛込のところのお答えの中にありましたとおり、今回の

○池田政府委員 お答え申し上げます。

初期消火におきまして、一分間程度水噴霧を行つた後、火が見えなくなつたことから鎮火したと判

災が起きた時点ですごいことではございませんで、いわゆる通常の運転の場合におきまし

事故の消火作業におきましては、班長が不在であつたわけであります。不在時における体制が確

原子力安全委員会につきましては、昭和五十二年に設置されまして以来、行政庁が行います安全審査をダブルチェックするなど、独自の立場から原子力の安全規制活動全般について企画、審議をして決定するという立場から活動をしていること

断し連絡を行つてゐるとしているわけではございませんが、動燃の過去における火災実験等におきまして、完全鎮火まで八分間の水噴霧が必要であると報告書がまとめられております。そのような知見等を踏まえれば、明らかに不十分な水噴霧時間

ても火災のマニアルと同じような決めがございまして、それは、運転要領書の中で「このアスファルトをドラム缶に詰める作業に従事する作業者は、未経験者のみの構成とならないよう人に選べる。」ということになつております。したがいまし

立していないと言つても過言ではありません。
最悪のシナリオを想定してこそ、その危機管理論と言えるのではないか。あるいは、眞の消火マニアと見えるのではないかと私は考えております。このような対応ができるない消火マニアアルそれも立派な言葉だ。

のが極めて不備のものでありまして、「もんじゅ」の事故の反省が生かされていない、というふうに考えております。動燃及び科学技術庁は、この点についてどのようにお考へでしようか。

○植松参考人 ただいま先生から御指摘をいただきましたように、消防マニュアルそのものが十分ではなかつたのではないかということにつきましては、「もんじゅ」の事故の反省を踏まえまして、全社的に規程、マニュアルの総点検を実は実施をいたしております。

しかしながら、今回の火災爆発事故を考えますと、御指摘のとおりに「もんじゅ」事故の反省が十分にはこういった規程、マニュアルに生かされていなかつたと考えざるを得ないというふうに思つております。

特に、消火マニュアルにつきましては、水噴霧時間が記載されていない、それから消火の確認方法が不明確である。また発見者が直ちに消火できないで、班長の指示を仰いでから消火するといったような不備があつたものというふうに考えております。

今回の反省を踏まえまして、このような事故を繰り返すことがないように、ただいま再度全社的に総点検を実施しておることでございます。それで、班長の指示を仰いでから消火するといったような不備があつたものというふうに考えております。

○池田政府委員 ただいま先生の御質問につきましても、動燃事業団からもお答えがありましたけれども、今回の報告書にも、消火に当たりまして、班長が不在であつたために、現場におりました作業員が別の建屋にいた職員から指示を受けて消火を行つた、この消火の開始までに六分ほどの時間を費やしてしまつたといったことがございました。それから、動燃が過去に行いました実験から得ておったはずの知見に照らしましても、一分間程度の水噴霧では不十分であったこと、これを報告書の中でも明らかとさせていただいたところでございます。こういった点につきましては、作業

要領との関係におきましても問題があつたと考えております。「もんじゅ」事故が生かされていなかつたと申し上げざるを得ません。

今後、報告書にも書かせていただきましたけれども、このような消防の判断、消火の操作などについて、作業要領でございますとか人員の配置、設備等の点から十分に検討を進めてまいる必要がいたしております。

○江渡委員 今のお答えの中で、再度総点検を今実施しているところだというふうにお答えいただいたわけでございますけれども、先ほど私が指摘をさせていただいたような、本当の意味での、国民にも理解していただき、そして原子力政策を進めていく上においても確実なるマニュアルをつくっていただきたいと思つておるわけでございます。

続きまして、今回の事故により、原子力の安全に対する地元住民からの意見をさせていただき、そして原子力政策を進めしていく上においても確実なるマニュアルをつくりたいと思つておるわけでございます。

原子力安全について国民の理解を得るということはどうしても必要不可欠な点であります。広報とともにソフツ面での対応が特に重要であると私はあります。それで、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。東海事業所は、今週、今その総点検をやつておるところでございます。

○池田政府委員 ただいま先生の御質問につきましては、動燃事業団からもお答えがありましたけれども、今回の報告書にも、消火に当たりまして、班長が不在であつたために、現場におりました作業員が別の建屋にいた職員から指示を受けて消火を行つた、この消火の開始までに六分ほどの時間を費やしてしまつたといったことがございました。それから、動燃が過去に行いました実験から得ておったはずの知見に照らしましても、一分間程度の水噴霧では不十分であったこと、これを報告書の中でも明らかとさせていただいたところでございます。こういった点につきましては、作業

科科学技術庁といたしましても、「もんじゅ」の事故を踏まえまして、原子力安全に関する積極的な情報公開の推進等を図ることいたしまして、トラブル情報の迅速な公表でございますとか原子力公開資料センターの設置などに取り組んでまいりましたところでございます。

また、原子力安全委員会におきましても、公開ヒアリングの開催によります地元住民からの意見に対し、地元住民のみならず国民に大きな不安を抱いておられる方々に加えまして、会議の公開、それから報告書案に対する国民からの意見募集など、透明性の向上に取り組んでおるところでございました。

今後とも、今回の事故の教訓を踏まえまして、安全確保に万全を期しますとともに、積極的な情報の公開を行い、地元の方々を初めとしまして国民の皆様の不安と不信を払拭し得るよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○江渡委員 続きまして、通報体制のことについてお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

事故時の通報体制のお粗末さ、この点は、「もんじゅ」そして今回の東海再処理工場の火災爆発事故で明らかにされたわけでござりますけれども、広報体制を整備し、連絡体制のおくれを急速に改めるべきだと思っております。通報のおくれは防災指針の趣旨にさえ反しているわけでございます。例えばドイツにおきまして、自国内の各州だけではなくて近隣諸国にも通報するという、そういうシステムのある意味では見習うべきではないでしょうか。その点について、いかがお考へでしようか。

○池田政府委員 お答え申し上げます。

[田中(慶)委員長代理退席、委員長着席]

原子力安全につきましては、先生御指摘のようになります。

科学技術庁としては今後どのように対応していくかおつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○池田政府委員 お答え申し上げます。

○池田政府委員 先生御指摘のとおり、原子力施設で事故が発生しましたような場合、その拡大防止策が適切かつ迅速に講じられますとともに、事故に関する情報が迅速かつ的確に地元自治体それから関係機関に通報、連絡されることが重要と考えております。

そこで、アスファルト固化体の貯蔵能力について資料をいただきました。この資料によりますと、残り容量がドラム缶で一万四千五百本分、約七年間分の貯蔵量しかない、しかも貯蔵場においてプラスチック固化体とともに貯蔵されるというの

現状であります。となれば、そろそろ新規の貯蔵施設の計画を進めなければならぬというふうに考えられるのではないかでしようか。特に、施設の建設においては、地元の県、自治体との調整とうものが不可欠でありますし、そのためにも調整、そして建設、運用までの期間をできるだけ長くとりたいという考え方のもとで本キャンペーンを実施したとも考えることができるわけです。

となれば、総合的な観点から、このキャンペーンを行うことに対し、一課長の判断で実施したとは到底考えられません。もつと上の方の方々の判断といふのがあつたと私は考えるわけでございます。この私の指摘に対しまして、動燃はいかがお考えなのでしょうか。並びに、キャンペーンを行ふことを一課長の判断で行っていたことに對しての科学技術庁の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○植松参考人　先生御指摘のとおり、アスファルト固化体貯蔵庫の貯蔵能力は、あと一万四千本余りでござりますので、もうあと七年間ぐらいの貯蔵能力しかない、したがつてその次のことをばつぱつ考えるべきではないかという御指摘でござります。

廃棄物管理の原則として我々が考えておりますのは、廃棄物の発生元での発生量を少なくするということが一つ、それからまた、発生した廃棄物の減容化をすること、それから、処分をにらんだ安定化、まあ固化化ということですが、安定化をするということが基本の原則でございます。

そして、アスファルトの固化施設におきましても、そういう基本的な考え方の流れの中で、当該課長の裁量の中では、可能な限り廃棄物量を低減化するための試験を具体的に計画したものだというふうに聞いております。

なお、現在廃棄物の貯蔵能力につきましては、先ほど申し上げたとおりで、低放射性廃棄物の處理技術開発施設の建設計画を進めておるところでございまして、これによつて貯蔵の余裕度を確保していきたいというふうに考えております。

それから、運転計画書が課長一人の判断でつくられたのではないかという点でございますが、基本原則は、先ほど申し上げましたように、低減化するということがござります。そして、運転開始に先立つて、保安規定に従いまして四半期ごとに運転計画と/orのを作成して、動燃内の再処理施設安全専門委員会の審議を経て、再処理施設保安統括者というのがおりますが、その承認を得ることにしております。

それは計画書でございまして、そのほかに、具體的な運転条件などはキャンペーン運転計画書というのが別途ござります。これについては、その運転計画に定められている範囲内で、これを所管する一課長が課長の決裁でやれるようになります。

しかしながら、今回の事故が原因となり、結果として、キヤンペーン運転計画書という一課長が決めたことが原因となつておるとすれば、キヤンペーン運転計画書の作成、取り扱いに問題があつたことになると思われますので、その点は今後ともよく注意をしてまいりたいと思っております。

○池田政府委員 動燃事業団の再処理施設の運転、保守などに関する重要な事項につきましては、国が認可いたしますところの保安規定に基づいて、理事長が任命する保安統括者、この場合は副所長になるようございますけれども、その諮問に応じまして、動燃事業団内に設置された再処理施設安全専門委員会において審議されることとなつて

ございます。
しかしながら、このアスファルト固化処理施設の詳細な運転計画書につきましては、ただいま御説明ございましたけれども、環境施設部の処理一課長の決裁で定められております。この再処理施設安全専門委員会におきましては、四半期にわ

たる廃液処理予定量といったことだけが審議されておりまして、具体的な運転条件等は審議されていなかつた状況にございました。

今後の原因究明の過程において、この運転計画書と事故原因との関係がより明確になってま

いらっしゃれば、保安規定等に照らしまして、その作成、取り扱い等について厳正に検討する必要があると考えております。

ますけれども、私自身としては、まだまだ納得できないところが多くございます。しかし、まだ今全くのところ中間報告の段階でございますので、最終

的な報告書が出来ましてからその辺のところも検査させていただきたいと思っておるわけでございま
す。

時間もう残り少ないのでございまして、最後になりますけれども、電力供給量の三分の一を現在原子力で賄っているわけでございます。そういうことにかんがみまして、原子力安全教育の徹

底というものが最重要であると思っております。特に、国民の考え方と遊離している。そのように思われる原子力関係者に対する考

方の徹底というものをもつともつと図つていかなければならぬと思つております。この点に対しても大臣はいかがお考えでしよう。

か。また、他省庁との連携のもとにおける原子力安全教育のあり方について、科学技術庁のお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○近岡国務大臣 原子力発電の運転に当たっては、まず何といいましても、常に安全確保を第一とすべきではないと私は思います。

で、私は、今回のアスファルト固化施設の事故というものは、やはり「もんじゅ」の教訓というものが生かされてはならないかと、いうふうに察

直に認めざるを得ないと思つてゐるのは、特に令
も局長から答弁ありました、運転計画を策定する
に当たつて、安全の確認というものが本当に安全

規制上からも行われたかどうかという、私はそういった非常にわかり切ったようなことすら完全に行われたかどうかという疑問を持っております。

そういう意味で、これから安全確保に対しましては、動燃はもちろんでございますが、私たちとしても、今動燃官庁の科学技術庁としましても、指導監督官庁の科学技術庁としましても、今動燃

改革検討委員会でいろいろ検討しておりますし、改める点があるならば本当に改めて、先ほども委員が御指摘のとおり、いろいろマニュアルその他たくさんあるわけであります。そういうものが

現実的に行われるかどうかということを訓練しなければ、幾らそういったものを決めておっても、私は、いざというときに役に立たないのでない

かというふうに思うのは、ちょっとと長くなりますけれども、昭和五十七年ですか、せっかくあの火災実験をやっているんですね。何分間消防活動を

やつて何分後にまた火かいて燃えるという実験をやつてゐるわけですよ。このフィルムはあるわけですよ。そういうものを現場の作業員に対し見ておけば、ある程度、見庄、あら、どうなり

て見せておけば、ある程度理解がある。そこが何かなというは単純にわかり切った話になるんじゃないかというふうに考えます。

うのは国民の協力がなければ進めることができません。したがって、今回の教訓というものを、原点に立ち返つて、そして初心に返つて、そして日本

の将来のためのエネルギー問題に対しまして、私どもは本当に徹底的に、反省の上に立って、これからも究明し、また国民に対して、不信感を取り除くべく、最大限の努力をしてまいりたい。

除くため最大限の努力をしてまいらるきゃならぬ、このようすに思います。

科学技術行政を行うことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 齊藤鉄夫君。
○齊藤(鉄)委員 新進党的齊藤鉄夫でございます。
まず最初に、資源エネルギー庁の方にお聞きい

午後、鹿児島県川内市を中心とする地域で、震度4を記録する地震が発生しました。

六の強い地震がございました。川内市には九州電力の原子力発電所がございます。原子力発電所のある地域で震度六の地震があつたのは初めてでは

ないかと思ひますが、発電所地点の揺れはどの程度だったのか、建物の地震応答は設計値どおりだったか、また、運転に支障はなかったかについてお聞きいたします。

○東電説明員　五月十三日に発生しました鹿児島県薩摩地方を震源とする地震では、川内原子力発電所におきまして営業運転中でありました一、二号機とも地震による運転への影響はなく、通常どおり運転を継続しております。

ちなみに、この川内原子力発電所の自動停止の設定値は百六十ガルでございますが、南北五十八ガル、東西七十一ガルの測定結果となつております。

またその後九州電力が行いました自主点検におきましても、異常ないことを確認しております。
○吉藤(鉄)委員 わかりました。

反応が急に進み、出力が急上昇する場合がある、したがって核燃料集合体の構造を改良するようにならざるを得ない。資源エネルギー庁が電力会社に指導したと新聞にございます。地震で核反応が進むということは初めて得られた知見でしょう。また、現在運転されている原子炉について設計を直す必要があるのかどうか、その点についてお伺いします。

○東郷説明員 原子力発電所は、敷地で想定される最大の地震動に対しましても安全機能を失わないよう、十分な耐震設計がされております。地震時の中性子束上昇事象につきましては、一部の沸騰水型原子炉で発生する可能性があることが過去報告されておりました。これにつきましては、原子力発電所におきましては、何らかの理由により、こういったことも含めまして、中性子束が上昇した場合にも、地震強度とかかわりなく停止するよう設計されておりまして、安全上の問題はございません。

ただ、今回の研究、これは電力が自主研究で行つたわけでございますが、電気事業者におきまして、中性子束の上昇による不要な原子炉停止を行つたわけでございますが、電気事業者におきまして、中性子束の上昇による不要な原子炉停止をして、

○齊藤(鉄)委員 新聞で、地震で核反応が進むというふうな報道がされますと、国民としては非常に不安になりますので、その点十分国民に対してもういう措置をとっていく、安全であるというこの周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、動燃再処理施設火災爆発事故の中間報告

火し終わつたものだと、いう意識が非常に強く残つてしまつた、ということがありました。このことから爆発の危険性を知りがちなかつた、これが遺因で、あるといふうに思つて、私申し上げたところでございます。

ただ、一義的には、一分間の水噴霧では消火するはずがないんですが、消火したと思ひ込んだことや、その火災が爆発につながる可能性についてまで意識が回らなかつた、ということ、事前に危険を防止できなかつたことと考へております。

それから、中間報告の方でござりますが、これは私の方で作成したわけではございませんが、よくなつませて、ござりますと、中二、暴危に立つ

させていただきたいと思います。これは五月十五日の新聞報道ですけれども、日刊工業新聞ですが、「熱冷める熱核融合炉—IITER」という記事がござります。この中に、「核融合より核燃料サイクルの確立」、「原子力開発の根本が揺らいでいるのにITERなんてとんでもない」、「高速増殖炉の技術でエネルギーが確保できる。ITERはその後」、「原子力開発を推進する科学技術庁内はITER誘致よりも「もんじゅ」、「アルミニウム利用サイクル」の確立に必死だ。もんじゅ、アスファルト固化処理施設と相次ぐ事故の影響を受けた核燃料サイクルの立て直しを優先する府内の意見はITERに厳しく、核融合開発の苦惱は続く。」こういふ記事が出ていました。さぎいましょうか。

○近藤国務大臣　ITERにござることは現在原子力委員会にITER計画懇談会を設置いたしました。幅広い観点から調査審議を進めているところでございます。したがって、同懇談会におきまして、財政的な状況も十分踏まえまして今後進め方を検討してまいる所存でございます。

R それ自体の本部の方でも、実験の場所並びに実験に着手したいというようなことを三年ほど延ばはしたいということが出でおりまして、私どもにもそれが入つておるわけであります。しかしながら、日本の将来というものを長く考えてみますと、やはり熱核融合エネルギーといふものは、非常にクリーンなエネルギーになり得る、そういった十分な素質を持っているエネルギーでござりますから、将来我が国にとつても、前向きにこれに取り組んでいくという姿勢は変えるべきではない、こ

○齊藤(鉄)委員 そうしますと、この新聞記事、
つまり科学技術庁内で、とにかく「もんじゅ」やア
ルトニウムリサイクルの確立が先だ、ITERは
もういい。こういうことを言う幹部がいるといふ
のようには思つております。

させていただきたいと思います。

させでいたたきたいと思ひます。

記事がありますけれども、それは一部の意見であつて、科学技術庁としてはそんなことは考えていない。こういうお答えというふうに理解してよろしいでしようか。

○近岡国務大臣 今現在の、事故並びにこれからどういうふうに改革するかという問題とこのITERもそれませんが、やはりこの問題はこの問題として、日本の将来、少資源国として見た場合に、今まで長年それに取り組んできたわけでありますから、今ここで何も中止するとかなんとかという必

要性はない、将来に向かって前向きに進んでいくのが順当ではないか。したがって、現在の問題は現在の問題、将来の問題は将来の問題と割り切つて考えて結構じゃないか、そう私は思つております。

○齊藤(鉄)委員 私も大臣のお考えに基本的に同意でございます。これまで積み上げてきた研究を一時的にでもストップすれば、それは将来に対し大変な禍根を残すことになりますので、その点については慎重にしなくてはいけないと思います。

また、自民党の中の財政構造改革会議の中で、「もんじゅ」やITERについては凍結だというふうな意見も出たや聞いておりますが、それは結論ではないというふうに私は認識しておりますけれども、科学技術基本法を超党派でつくったその精神からしても、日本の将来のエネルギーの二本柱として、高速増殖炉、そして核融合炉というこの線は崩してはいけないのでないかというふうに認識する次第でございます。

その観点から、きょうは原子力研究所の理事長、吉川允二先生に来ていただきしておりますので、ちょっと核融合の研究の現状についてお伺いしたいと思います。

吉川理事長は、ITER理事会の共同議長といふことで、このITER研究のトップでいらっしゃるわけですねども、核融合研究の経緯と現状、世界と日本、どうなっているのか、わかりやす

くお話ししただけますでしようか。

○吉川参考人 それでは、世界の核融合の現状について御報告を申し上げたい、御説明申し上げた

と思います。

核融合研究は、一九五〇年ぐらいにさかのぼるわけでありまして、当時、アメリカ、英國、ソ連におきまして研究が始められました。一九五五年に、国際会議において、核融合エネルギーの利用の可能が指摘されたわけであります。それ以後、国際協力が非常に活発に行われて現在に至つております。

私ども日本におきましては、ややおくれまして、一九六一年、昭和三十六年に、私ども原研それから名古屋大学におきまして、核融合研究開発が本格化したという経緯があるわけでございます。これまで、私ども原研あるいは大学におきまして、世界的にも新しい研究成果がたくさん上がつてきています。

特に、その一つの例として原研における成果を申し上げますと、JT-60という、アメリカのTFTR、それからヨーロッパのJETと並ぶ三大トカマクという施設がございます。ここにおきましては、大型のコイル、磁石ですが、その技術とか、あるいは超高真空技術とか、大電流、大型の電源の制御技術とか、将来の核融合炉につながる技術が着実に開発されたわけでございます。

また、昨年平成八年には、臨界プラズマ条件といふ条件が科学的に達成されたわけであります。これは将来の核融合炉で達成すべき条件の一歩手前であります。炉心の超高温をつくるのに必要な条件が科学的に達成されたわけであります。

吉川允二先生に来ていただいておりますので、ちょっと核融合の研究の現状についてお伺いしたいと思います。

吉川理事長は、ITER理事会の共同議長といふことで、このITER研究のトップでいらっしゃるわけですねども、核融合研究の経緯と現状、世界と日本、どうなっているのか、わかりやす

れば、将来ITERなり、将来の核融合炉で有力な方法になるのではないかというふうに期待している方式も私どもが考案したということもあります。

核融合の分野におきましては、申し上げましたように、原研、大学が長い間協力して、連携して進めまいりました。外国との非常に密接な協力とともに熾烈なる競争を行つてきました。それが核融合のこれまでの非常に目覚ましい進展の原動力であつたというふうに思つております。核融合の進展は半導体の集積度の進歩よりも速いというふうに言われておるわけであります。今後とも、国内外の英知を集めて核融合炉の実現を図つていきたいというふうに思つておるわけでございます。

以上でございます。

○齊藤(鉄)委員 入力したエネルギーと同等の出力エネルギーが出るところまで来ただということだと思います。

そういう中で、この国際熱核融合炉、ITER、一兆円を超える建設費がかかるとも言われておりますが、この国際熱核融合炉の研究上の意味と、それを実際につくることの意味、核融合炉を実現するための意味、こついうふうなITERの意味についてお伺いします。

○吉川参考人 核融合は、御承知のように、いろいろ原理的にすぐれている点があり、人類にとりまして恒久的なエネルギーとなり得るものであります。一方、御承知のように、これは非常な超高温が必要であり、その超高温の、プラズマと呼んでおりますが、それを閉じ込めたり、それを制御したり、それに必要ないろいろな工学技術というものの開発を必要とするわけであります。ということで、これは国の政策であり、私どももそう思つておりますが、これは段階的に研究開発を進める必要があります。そのためにはチック・アンド・レビューを行つて進めていくべき、そういう性質のものであろうかというふうに思つております。

具体的に申し上げますと、先ほど申しました

T-60のような大型の実験装置における科学的実証、それにして、実験炉、ITERもそうでありますけれども、実験炉における工学的実証、それによって、科学的実験炉として建設されるべきである

原型炉の開発に進む、そういう段階が考えられておるわけであります。

ITERでは、重水素と三重水素、トリチウムとも言いますが、それの混合ガスを高温に上げて核融合反応を実際に起こすわけであります。それで、いろんな特性試験を起こすわけであります。

それが私どもの日本の原子力委員会が規定しておられます実験炉として位置づけられるというの

が、国の開発計画における位置づけになつておるわけであります。

さらに、ITERにおきましては、大型の強い

磁場を出すような超電導磁石の技術とか、プラズマの加熱を使います非常に強力な粒子ビームの技術とか、放射線が強いところで使えるよう遠隔操作のロボット技術、そういういろんな先端技術の開発も行いますし、その全体を運転する見込み、あるいはノウハウなり、あるいは安全性に必要ないろいろな知識なり、全体システムとしての運用における経験など、実際、非常に重要なデータが得られるわけであります。

こういう段階的な開発について、ITERのようないく実験炉の開発によって次の段階に初めて進められるわけであり、ITERの建設を実際に行って、そこから知見を得るということが不可欠なステップであるというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤(鉄)委員 ITERの建設の意味についてわからました。

その建設が、本来であれば来年の七月までに工学設計活動を終えて建設に着手をするということであったわけですが、三年程度延期されたという新聞報道がございます。その理由についてお伺いします。

○加藤(康)政府委員 工学設計研究、来年の七月まで予定されておりまして、それまでに建設する

かどうかを各極で決めよう、そういうスケジュールであったわけでござりますが、ヨーロッパを含めて、アメリカ、ロシアとも、やはり今の段階で建設というものを決めるという状況はない。

それからもう一点、これは政府間の協定を結んで活動しているわけでござりますが、来年七月までの協定の期間を例えれば一年ずつずらす、そういうようなことをしますと、それぞれの国でそれぞれの内部のプロセスがござりますが、特にアメリカとかロシアは一年ずつ延ばすというのはやめたい、そういうようなことで、延ばすのはなるべく一回で済むようにということで三年間ということだらうと思つております。

理由としましては、そのようにまだ少し時期に至つてない、そういうことと、何度も延ばすよりは一度にある程度延ばして、その間しっかりとやろう、そういうことで三年ということになつたのだろうと考えております。

なお、これにつきましては、まだ中間的なあれでございまして、正式には、来年、政府間のきちっとした書簡交換とか、そういう格好によつて延期されるときに正式に決まるということございまます。

○吉藤(鉄)委員 当初は、アメリカ、ヨーロッパ、ロシア、日本、四極と言われておりますが、四極とも、ロシアはちょっと違うのかもしれません、建設地にせひ我が国をということで積極的だったといふふうなことを聞いております。先ほどのお話を聞きますと、どこも、やはりちは厳しいといふふうな感じにだんだんなつてきたのかなと思ひますけれども、各極の、建設誘致に向かたといましょか、建設についての考え方について、どのようになつておりますが、ヨーロッパの方では核融合を将来のエネルギー源の選択肢として重要視しております、とりあえず、ITERをEU、

ヨーロッパの域内に立地することを目指しまして、いろいろな検討をしております。また、カナダに置くといふようなことにつきまして、ヨーロッパでは検討をされているようございます。

なお、ヨーロッパでは現在、「一九九八年、来年から二〇〇二年までの研究計画でござりますが、その中で核融合は最重要課題として位置づけております。そして、ITERの建設につきましては、そのフレームワークの後半、すなわち二〇〇一年ごろになれば建設についての判断が可能だらう、こういふようなことを言つております。

アメリカにつきましては、今申しましたように、国際協力によって核融合をやつていこうということでございますが、イニシアチブはヨーロッパとか日本がとることを期待しているということございます。

以上でございます。

○吉藤(鉄)委員 各国がヘジテートを始めた今の時期というのは、日本が手を挙げればぱっと日本に来るのではないか、ある意味ではチャンスとも考えられますので、私は、一つの選択肢として科技術で論議をされる必要があるかと思います。それについては、また後ほど大臣にお聞きいたしますけれども、運転すれば、ITERレベルの実証、つまり工学的にエネルギーを取り出すことができるというとの実証に関しては、強い自信を持つてゐるといふうに申し上げたいと思います。

それ以降、これが人類のいわば究極の長期的なエネルギーになるかということになりますと、やはりどうしても、経済性を含んだ、あるいは運転しやすさを含めたような、よりレベルの高い判断基準が入ってくると思ひます。それに加しましては、私はITERと並行しながら、あるいはそれに続く形で、経済性を高めるような技術開発あるいは科学的な研究を行つて、それ以降の原型炉あるいはそれ以上の実証炉の段階で、経済的にもコンペティティブ、競争力のあるようなエネルギーに仕上げていくことができるといふうに思つております。

具体的な科学的研究に関しましても、並行して進めております研究で、年々、高いさらによりいい成績が生まれてきていますので、五十年先を眺めて、絶対確実ということは申し上げられないと思いますけれども、非常に強い信頼性を持つて将来的核融合炉の実現ができるといふうに私は思つております。

○吉川参考人 まず、ITERレベルの研究について申し上げますと、私は非常に強い確信を持っています。つまり、皆様のお聞きになりたいと

思われることは、まず炉心をつくることができるのかという御質問であろうかと思ひます。ただ、炉心温度何億度というものをつくる技術に関しましては、私どもは既に大体四、五ヶ年の進歩を遂げたわけあります。JT-60をつくるときに

が、現在のJT-60とITERとの差は一けたでありますので、炉心ができてエネルギーが出ることに關しては、私は非常に強い自信を持つていて

ころであります。それからもう一つは、必要な工学技術であります。ITERの工学設計の中で必要に応じて、必要なものは実機大でやるし、必要でないものは三分の一とか五分の一と小さくやっておりますけれども、とにかくそれを確認して、できるだけこれを確認してからつくるわけでありますから、ITERレベルの実証、つまり工学的にエネルギーを取り出すことができるというとの実証に関しては、強い自信を持つてゐるといふうに申し上げたいと思います。

それ以降、これが人種のいわば究極の長期的なエネルギーになるかということになりますと、やはりどうしても、経済性を含んだ、あるいは運転しやすさを含めたような、よりレベルの高い判断基準が入ってくると思ひます。それに加しましては、私はITERと並行しながら、あるいはそれに続く形で、経済性を高めるような技術開発あるいは科学的な研究を行つて、それ以降の原型炉あるいはそれ以上の実証炉の段階で、経済的にもコンペティティブ、競争力のあるようなエネルギーに仕上げていくことができるといふうに思つております。

今、御議論をお聞きになつて、大臣、これからお伺いするのですが、本当に核融合でエネルギーが得られるようになるのだろうかといふ素朴な疑問が国民の間にござります。研究者の遊びなんじやないかといふような指摘でござります。その点についての研究者としての吉川理事長に

お伺いするのですが、本当に核融合でエネルギーが得られるようになるのだろうかといふ素朴な疑問が国民の間にござります。研究者の遊びなんじやないかといふような指摘でござります。その点についての研究者としての吉川理事長にお考へを願えればと思ひます。

本当にそれで電気をつくつて、我々が生活に利用するのはいつごろになるのか、お考へをお聞かせ願えればと思ひます。

○吉川参考人 まず、ITERレベルの研究について申し上げますと、私は非常に強い確信を持っています。つまり、皆様のお聞きになりたいと

思つておられます。これが大事なのでないかと思ひます。

今、原子力発電所の設計、建設の現場ではどういうことが起きているかといいますと、実際に発電所の発注がない、技術者は、遊んで給料をもらっている。将来の日本のエネルギー情勢を考えれば、徹底した省エネと新エネルギーの開発を行つたとしても、やはり原子力に頼らざるを得ないのは必然でございました。そういう意味では、現場では大変なことが起きている。そういう意味で、これまで培つてきたブルトニウムリサイクルの研究それから核融合の研究、もちろん徹底した情報公開と自主、公開、その基本ラインに沿つての原子力開発であるのは当然ですけれども、一時的な感情でこの優秀な技術、培つてきた技術を途絶えさせることはあってはいけない、このように感じております。

○吉川参考人 まず、ITERレベルの研究について申し上げますと、私は非常に強い確信を持っています。つまり、各委員の意見を尊重しながら、やはり将来の日本のエネルギーのためにその計画等を進めていく必要があるのではないか。

そこで、原子力のリサイクル問題につきましては、遇般原子力委員会を開きました。私、各委員の意見を聞いてみました。どうしても日本の場合は、

三割も占めるこの現況を見まして、リサイクルの原子力利用というのは今まで同様に進めるべきだという全員の意見の再確認をさせていただいたところでございます。そういう意味で、私どもも、この問題は日本の将来のために、この中の意見を聞きながら進めていく必要があるというふうに

くどういようでござりますが、変わりないお答えをさせていただきたいと思ひます。

○田中(達)委員

さいますが、本
たいと思いま
田中慶秋君。
終わります。

変わりないお答えを

子力あるいは科学技術に対する国民の不安というものが募るわけでありますから、これらについて長官の真意を明確にしていただきたいと思いま

○近岡国務大臣 原子力を含めたエネルギーの問題は、資源小国である我が国にとりまして、国の

存亡にかかる、内閣を挙げて取り組むべき最重要課題であると認識をいたしております。特に原 子力の問題は、立地地域だけの問題ではなくて、国民一人一人が自分の問題としてとらえ、今後のエネルギーの確保にどう取り組んでいくか、関心

今回の火災爆発事故あるいは新型転換炉「ふげん」での放射能漏れの通報のおくれ等々は、組織の問題をなしてない、まして一番大切にしなければいけない危機管理という問題について、私は、運動場もさることながら、科学技術として危機意識として

私は、原子力の平和利用、さらには日本のエネルギーの自給という観点を考えたときに、原子力の政策は資源のない日本にとって大変重要である政策、こんなふうに考えているわけであります。

しかし、この政策にござらざるるものはない。確かな安全性の確保であるにもかかわらず、「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故や先般の東海事業所における火災爆発事故といった、国民の生活を脅かしかねない重大な事故が立て続けに起つたことは全く遺憾だろうと思つております。

それにもまして、総理自身が動燃という言葉も聞きたくない今までおっしゃったようでありますけれども、こういう言葉を行政のトップの人間が述べられるということは甚だ無責任じゃないかな、私はそんなふうに考えて、本来ならばその真意を総理自身からこの場で聞きたかったわけであつた

りますが、残念なことに、総理、この委員会に御出席できないということでありありますので、このことは具体的に御指摘を申し上げておきます。

かつまご、斗才技術委員會、斗才技術委員會は東

子力に振り回されている、こんなことを嘆いてい
るようでありますけれども、科学技術庁といふの
は日本の根幹をなす大変重要な仕事をされている
わけでありますし、科学技術全般にわたつての総
合的な監督という立場もあるうかと思ひます。こ
の一連の問題といふものは、少なくともその責任
といふものを十分長官自身が受けとめて、このよ
うな言葉が報道されるようなことであつては、原

○近岡國務大臣 原子力を含めたエネルギーの問題は、資源小国である我が国にとりまして、國の存亡にかかる、内閣を挙げて取り組むべき最重要課題であると認識をいたしております。特に原子力の問題は、立地地域だけの問題ではなくて、國民一人一人が自分の問題としてとらえ、今後のエネルギーの確保にどう取り組んでいくか、関心を持つてもらうような状況を構築していくことが非常に重要だと認識いたしております。

動燃における一連の事故及び不適切な対応は、地域住民を初め國民の間に原子力に対する大変な不安、不信を与えてしまったことは、原子力行政を預かる者として大変重く受けとめておりますし、私みずから先頭に立つてこの問題の解決に全力を尽くさなければならない、このように覚悟いたしております。

そのためには、政府が一体となつた取り組みも不可欠でありますし、私は、閣僚懇談会あるいは総合エネルギー対策推進閣僚会議を初め、機会あるごとに、エネルギー問題については政府が一体となつて取り組むことが不可欠であるということを強く主張をしてまいりました。

また、先般の原子力委員会におきましても、我が国の置かれている資源的な制約や、あるいは地球環境の観点から、原子力発電及びこれを支える核燃料サイクルの円滑な展開は今後とも重要なことがあります。これが再確認されたわけであります。

今後とも、原子力に対する國民の信頼を回復するため、積極的な情報公開のもとに、まず事故原因の徹底的な究明と万全の再発防止対策を講じながら、動燃の体質及び組織、体制について抜本的な改革を図ることはもちろんでございますし、また、核燃料サイクルの意義、経済性、安全性について地元との一層の対話の促進等に全力で取り組んでまいりたいと思います。

今先生御指摘の、私の発言で不適当な点があつたならば、深くおわび申し上げて、取り消させていただきたいと思います。

論をいただくわけでござりますので、そういうもので、それを踏まえながら適切に対応してまいりたいと考えておる次第でございます。

○中野参考人 動燃としての危機管理に対する取り組みについて、お答え申し上げたいと思います。

先生御指摘のように「もんじゅ」以降、私どもこの危機管理について取り組んできておりましたのが、その取り組みの最中にとでも申しましようか、途中に、今回アスファルト事故を起こしてしまったわけでございます。

「もんじゅ」の事故を反省いたしまして、私ども事業団の中で自己改革推進運動というものを始め、その中で危機管理意識の徹底という運動を進めてまいりました。今年に入りまして、その具体的策もつくりまして、各事業所の末端に至るまでそ

事業団の中で自己改革推進運動というものを始め、その中で危機管理意識の徹底という運動を進めてまいりました。今年に入りまして、その具体策もつくりまして、各事業所の末端に至るまでそれを浸透させつつ運動を展開していくこうとしておつたところでございます。今後も、それにつきましては続けていきたいというふうに思つております。

また、具体的には、私どものいわゆる保安教育とかそういったものの一つに、危機管理教育とい

う講座を昨年來つくつておりまして、現在のところ、特に管理職者を対象に教育いたしておりますが、今後は第一線の人たちにも聞いていただけるような講座を持つて、こうした運動を展開していくたいと思っておるところでござります。

この爆発事故について委員会として動燃に対してもいろいろな質問もさせていただきました。そのときの動燃の姿勢やあるいはまた初期消火の問題等について、具体的に伺つたところは見易い

改立施設、いひ等々含めて、具体的なマニフェルあるいは現場の教育の徹底、そして職員そのものが外注職員が多い等々がわかつて、特にこういう問題についてはより安全教育の徹底をしなければいけない、こんなことを指摘をしたわけでありますけれども、現実には、あのとき私も御報告された回答、答弁と現況とは全く違っていた部分もたくさん出てきているわけであります。

こういうことを含めて、まずみずからがそういう

う問題について反省をしていただきたい。このように考えておりますし、特にこれまで動燃を初めとして、この研究に約三兆円もかかっているわけであります。この血税をむだにしないためにも、動燃の改革もさることながら、科学技術庁みずからが動燃を改革する。その前に、私は、その担当部署である科学技術庁の責任、もう少し言うならば、科学技術庁そのものが自己改革をする必要があるだろう。こんなふうに考えておられるわけがありますけれども、その見解をお伺いしたいと思います。

○加藤(康)政府委員 今回の動燃の事故につきまして、科技庁としてもその責任がございました。したがいまして、今の御指摘、深く受けとめておる次第でございまして、先ほど申しましたように、とりあえず緊急時の問題等、当面できることにつきましては既に実施しておりますし、順次進めます。

それからさらに、動燃事業団の監督との関係におきましては、先ほど申しましたように、動燃改革検討委員会におきましても、科技庁の問題につきましても御意見をいただけるということでおざいますので、そういうものをいただきながら、直すべきところは直していくということで努力してまいりたいと考えておる次第でございます。

○田中(慶)委員 今まで過去に行政側がこのような事故を起こしても、責任をとった例は何もない。ですから今回も、このような事故を起こしていくのもその責任というものを明確にされていない。ましてや、この科学技術庁は動燃を告発し、そして告発したこと自体が科学技術庁への批判を、ある面では動燃を告発することによって避けよう、こんなことまで言われているのです。ですから私は、親が子供を告発するようなやり方、こういうことは決してその責任を科学技術庁がとったということにはならぬと思われています。ある面では、もっとみずからのおもと責任を明確にして、科学技術庁が動燃を告発するならば、自分たちの責任も具体的にしてやることが、国民の行政全般に対する信頼の受けとめになつていくのではないか。そこ

ろが、みずからのおもと責任は何もとつてないで動燃の人間だけを告発するというのは、私は納得いかない、こんなふうに思うのですけれども、その辺をどう受けとめているのですか。

○池田政府委員 今般の事故に關連しまして、科学技術庁がどのようにその責任を認識しているか

という点でござりますけれども、まず冒頭に、先生から今御指摘がございました告発という点でござりますけれども、この点につきましては、動燃事業団から事故の十日後に提出されました法令に基づきます報告書の中に虚偽の記載があつたわけござります。こうした事実がござりますと、これは法律上、私どもこういう虚偽報告があつた場合には告発をしなければいけないといたことでございまして、これはむしろ、私ども原子炉等規制法を所管します立場から義務としてさせていたいたいた次第でござります。科学技術庁といいたしましては、別途に動燃事業団法によりましてこの法人を監督するという関係はござりますけれども、むしろ、原子炉等規制法上の規定によりまして義務としてとつた措置であるという点は御理解いただきたいと思います。

また、今般のこの中間的な取りまとめをいたしました報告書におきましても、私ども科学技術庁につきましては、この事故に至りました過程での運転管理につきまして、現場においての事細かな監視あるいは指導といった点で必ずしも十分ではなかつた。また、事故が起つました後でも、迅速かつ正確な状況の把握といった点におきましても、私ども十分に行えなかつた点があつた、おくれをとつたといった点につきましても、正直に

○田中(慶)委員 私はなぜそういうことを申し上げるかというと、日本の感覚として、今まで原子力エネルギーというものの原爆といふものと、原爆は世界の中の唯一の被害者なんです、そんなことを考えて、リンクされてそれぞれ国民の中に理解されるとんでもないことになつてしまふ。そういう点では危機管理やマニエアルというものを——なぜあのとき、例えば局長もいたと思いますよ、消火が一分でできた、こういうことを報告され、本当に消えたのか、過去に実験をされたいたことを全然しないで、そして、その一分の報告で、それを受けとめて、消えたという、こんなことをともに受けとめること自体が私はおかしいと思うのです。そういう一連のことを含めて、やはり科学技術庁として、原子力行政を預かる立場なんですから、全部そういうことをチェックをしておく必要があるわけであります。

例えば、新しいトライアルをするときに、すべてそういうものがチェックをされて、動燃にこのことをすべてお任せをするにしても、監督官として

りますと、先ほどもございましたような、原因に即して役所自身がどうあるべきだったのか、事業団に對しましてもどういう規制をすべきだったかといった点につきまして明らかにできると考えておりますから、先生御指摘の点については、むしろ現在よりも明確にお答えできる点もあるらうかと思つてゐます。

ただし、これまでに科学技術庁自身がその責任を明らかにしていないんじやないかといった点につきましては、今回の事故の対応につきましては、科学技術庁の中におきまして、大臣御自身もそういうはじめをつける措置をとつておりますし、私も自身も監督するという立場から処分をいたしております。こうした措置につきましては大変厳しく受けとめているといった点につきましては、ぜひ御理解をいただきたいと思つております。

○田中(慶)委員 私はなぜそういうことを申し上げるかというと、日本の感覚として、今まで原

子力エネルギーといふものと、原爆は世界の中の唯一の被害者なんです、そんなことを考えて、リンクされてそれぞれ国民の中に理解されるとんでもないことになつてしまふ。そのための、責任なりそういうことを含めてどう考へておられるかと申しますと、申しますと、一度答弁してください。

○加藤(康)政府委員 そういう安全規制上の責任、それから事業団の監督をする立場の責任といろいろございますが、先生御指摘のように、原子力開発というのは日本の将来にとって非常に重要なものでござります。したがいまして、核燃料サイクル事業を推進しまして日本のエネルギー問題の解決の一助とする、そういうことをすることも非常に大きな我々の責任だと思っております。もちろん、そのためには国民の信頼を得なければいけない。そのためには、今回の一連の事故で非常に我々の信用も地に落ちてゐるわけでござりますけれども、さまざまな手段を講じながら、地道にそういう信頼の回復のためにも努力してまいりたいと考えておる次第でござります。

○田中(慶)委員 ゼロこれからもその努力をしていただきたい。少なくとも今の日本の現状で、私たちは日常生活の中で、原子力エネルギーなくしての生活は考えられないわけであります。そんなことを考へると、やはり国民に理解をされる

おきまして、より具体的にその原因が明らかになつた点につきましては、今後の改善措置等につきましても報告書に書かせていただいたおりますけれども、この事故の原因の調査の過程におきまして、より具体的にその原因が明らかになつた

ります。ただ法律にあるから指摘をして告発をすればいい、そんなものではない。やはりこれから私たちはまた新しいエネルギーを求めて、原子力エネルギーというものを大切にしていかなければいけない。そしてこれからもずっと続けていていただるために、そういうことを監督官庁としてやっていただかなければ、やはり国民の中の不信といふものは解けていかないだろう、こんなことを考へておるから申し上げておるんです。ですから、ぜひ御理解をいただきたいと思つております。

ですから、私はそのことを指摘をしているんです。ただ法律にあるから指摘をして告発をすればいい、そんなものではない。やはりこれから私たちはまた新しいエネルギーを求めて、原子力エネルギーというものを大切にしていかなければいけない。そしてこれからもずっと続けていていただかなければ、やはり国民の中の不信といふものは解けていかないだろう、こんなことを考へておるから申し上げておるんです。ですから、ぜひ御理解をいただきたいと思つております。

はマニュアルとして、問答として当然やるべきである。そのことをしないで、現実に今度こういう問題が出てきたからといって原子炉等規制法に基づく告発だけをすればいい、こんな問題ではないと思う。

ぜひこれからも努力をしていただきたいと思っております。

特に、動燃について、この一連の中で虚偽の報告をしたり隠ぺい工作をしたり、まして組織ぐるみでしたということは絶対に許されない、こんなふうに思っております。今までもこの委員会で何回となくお話を出たと思いますが、少なくともこの委員会にうその報告をする、国会にうその報告をしてているということは、委員会軽視であり、國

会軽視、こんなことと言わざるも過言ではないと思うのです。そのことをどのように受けとめ、そして反省を生かして今後どう取り組んでいかれるのか、理事長はじめ動燃の関係者、皆さん方にお答えをいただきたいと思います。

来、私は、安全に徹する動燃、開かれた動燃、地元の重視の動燃、これをを目指して信頼の回復に努力してきたけれども、その途上で、東海事業所の火災爆発の事故、それからまた「ふげん」発電所の重水漏れ、またその後の不適切な情報伝達、いうことを起こしまして、まことにさんぎにたえません。私みずから経営改革本部をつくり、その長となって、今問題点の徹底的な洗い出し及び抜本的な経営改革を行うということで全力を挙げて取り組んでいる次第でございます。

そこで、やはり動燃の一番体質的なもの、これが、まことに申しわけございませんがおくれであります。情報を、できるだけ事故を小さく見せるとか、できれば外に言いたくないとか、そういう傾向、そういう動きというのは、私がかつて身を置いた電力会社にもかつてはございました。ところが、電力会社は、その後幾多のトラブルを経て、時代の流れ、社会の要請に適応するようになつております。残念なことに、動燃はまだそういった古い体質を引きずっているというのが実態でございます。それは、動燃の本来的に持つてます、技術集団としてどうしても持つている閉鎖的な体質の上に加えまして、やはり生の社会に接

触する機会が非常に少ないという性格もあろうかと思ひます。

○加藤(慶) 政府委員 動燃事業団でもみずからそのような努力をされるわけでございますが、科学技術庁といたしましても、現在、改革検討委員会でに産業医といいますか、医者と申しますか、心理面にも強い先生に入つていただいております。そういう先生の意見もいただきながら、その体質の改善に努めてまいりたいと考えている次第でござります。

に、委員会軽視、国会軽視というものを科学技術庁はどう考へてゐるかということを申し上げていいんです。ちゃんと質問に答えなければだめだ。少なくとも、技術屋集団であることも事実、そして三万本もやつたからなれといふことも事実、そういうものからこういうものが発生してゐるわけです。理事長はかわつたばかりで大変努力をされている、しかし科学技術庁にその努力の姿が見えないから私は言つてゐるわけです。この委員会国会軽視というものを謙虚に受けとめながら、ちゃんと質問に答えるようなことをしないとだめじやないですか。もう一回答えてください。
○加藤(康)政府委員 もう一度お答えさせていた
だきます。

今回のこの虚偽の報告をするよう、そういうようなことは決してあってはならないわけですが、ありますので、科技庁といたしましても、そのようになります。そこで十分指導してまいりたいと考える次第でござい

すから、規制の立場からも御説明させていただきます。

今回のような規制法に基づきます報告の中に虚偽の記載があつたといつたことは、大変私ども残念に思っております。今般、東海の事業所におきましてこの事故が発生しました際には、私ども、「もんじゅ」の経験がまず念頭にございました。そうした意味では、現状の事故のありようにつきましての報告も、責任者から速やかに正確なものができるべきであるとの前提でおりましたし、かつ、その後の情報の伝達につきましても、その中に誤りでござりますとか虚偽、そういうものがついてはならないと考えております。しかるに、今回の火災を見出し消防をし、それを火が消えたと確認したくだりの非常に明らかところで偽りが認つてござつたことは、おもろくおもろく

そうした意味で、先ほど先生からも御指摘ございましたように、規制法上の措置としまして、関係者の告発、それからこういった事態を防ぎ得なかつたということで、事業団自身も告発の対象にさせていただきました。

こういったことにつきましては、私ども規制法を預かる立場からいたしましても大変残念なことではございますし、これがひいては、この委員会をおきます私どもの事情の説明、それから先生方の御質問に対するお答えにつきましてもそういう偽りましたところ、私どもに提出されました正式の報告書の中にもそれが偽りのまま残つたといつたことにつきましては、大変私ども重く受けとめてございます。

りがあつたといったことにつきましても、大変私ども深く重く受けとめておりますし、二度とあつてはならないことと思っております。

○田中(慶)委員 時間も参りましたけれども、この科学技術委員会のメンバーの人たちというのは

いろいろなことがあってはいけないし、まして、これから二十一世紀、より豊かさを享受するとい

うことで、やはりエネルギーというものは欠かすことのできないわけですから、そのことをみんな憂いながら、この問題に関心を持つてているわけです。ですから、真剣にこういう問題に対している。その答えに重みも持つてやついただきたい。最後に長官の考え方をお伺いします。

○近岡国務大臣 今回の処理の仕方、あるいはました、今も御指摘ありましたとおり、第一回目にあつた火災が発生して消火したというのがあつた。あいつの動作で消火したこと自体が、やはり科学技術庁も指導監督の点においてしっかりと実践的にそういうものを察知できなかつた責任といいますか、そういうふうなことに対する責任では、こ

それからもやはり一体となつて現場の方と、そつぱいに問題に対する日々の訓練といいますか、いつた問題に対する日々の訓練といいますか、そういうものを今回の改革検討委員会で、動燃とともに私ども役所自体の、そついたようなものと告発しなくとも済むよう、やはりこの事故報告だ何だのが処理できるという実践的な体制といふものをこの機会に確立する必要があるということで、非常に責任を痛感いたしております。

○田中(慶)委員 終わります。

○佐藤委員長 辻一彦君。

○辻(一)委員 きょうは、前回に統いて動燃の東海の再処理工場の爆発事故の問題でしばらく質問が調査に行つたとき等は、新しい実験をやつしていくと思います。

いろいろな事実がだんだんと明らかになつて、実態はかなり解明されつつあると思います。我々

るというようなことはそのとき聞くことができなかつたのですね。

新しい実験をやるときに非常に大事なことは、私は昭和六十二年に旧ソ連の Chernobyl、現地の原発を見てきましたが、あのときに、制御棒

を引き抜いて、そして実験をやつた。自動車でいうとブレーキを外してアクセルを踏んだようなもので、発車とともに暴走したということになつた

わけです。これはとんでもないことですが、新しい実験等をやるときには非常な細心の注意が必要です。

ところが、もう既に明らかなように、当初の運転計画のそういう変更のときにも十分な検討がされていないという第一出発点に問題がありますね。それから、出されている報告書の資料を見ると、三月八日に、明らかにアラームが百九十度を超えて鳴っているのですね。それから、三日間ほど非常に変化がある。そなつたときに、なぜもっと注意をして対応できなかつたか、こういう問題があります。

そこで、まず私は、三月の九日、十日、十一日の朝会における、いわゆる参考資料がありますが、皆さんにも差し上げてありますか、これを見ると、異常のあった場合には朝全部口頭で報告する、こ

ういうように書いてあるのです。三月九日、十日、十一日の朝会における報告事項は動燃の職員のスタッフにどうなされたかということで、十日、十一日は報告が来ていますが、九日の朝は報告がないのです。九日の朝にどういう報告があつたのか、

○中野参考人 私 今手持ちの資料で申し上げますと、九日は休みでございましたので、十日の日に七、八、九とまとめて朝会で報告させていただいております。

○中野参考人 私 そこに配付したように温度表の変化がありますが、これを見ると、三月八日の、これは時間では朝方になりますか、百九十度の温度高のアラームが、警報が鳴つておるのでですね。そして、これを見ると、随分と、百八十度を超えてはならないというか、アスファルトは百八十度以下に温度を保たなければいかねとなつて、その百八十度をこれは皆超えておるのでですね。非常に変化が起きている、温度の面を見ても。

そういうふうな状況が、なぜ九日の朝にきちっと異常として報告をされていないのか。どんな報告があつたのか。三日間まとめて報告したといふけれども、その報告の中身を見ると、十日の朝、

七、八、九の三日間は、これまでこのようないことにした、こう報告されおりませんが、これ

は前の日には温度高のアラームが鳴つて、しかもこの一覧表を見ると百八十度というところを随分超えて鳴っている。これは明らかに異常が起

ることにした、こう報告されおりませんが、これ

は前日の状況で報告して、事態に全然合っていない。どう

いう報告をしたのか明らかにしてほしい。

○中野参考人 先生お配りいただきました資料に

もございますように、七日は金曜日でございまして、八、九と土、日となつております。したがいまして、土曜の朝にはその前の日の報告があるわけ

でござりますが、金曜日以降についてはまとめて

十日の日になされたわけでございます。

今先生、百八十度近辺を超しているがという御質問でございましたが、先生のお配りいただきま

した資料にもございますように、百九十度が設定アラームでございまして、また先ほど先生がおつしやいましたように、その百九十度を一度超えた

といふことでアラームが発報したというのも先生の資料にござりますとおりでございます。

こういうことで、百九十度の設定を超したものですから、十日の朝、先生おつしやいましたよう

に、こういった状況があったという報告がございまして、処理一課長は、こういうことについては過去にもあったようでございますので、ちょっとと

様子を見ようとしているのですが、ちょっとと

ござります。先生の御指摘のとおりでござります。

○中野参考人 ちょっと様子を見るような状況じゃないのじやないですか。

これに聞いてしまって、從来もそついた似たような現象があつたということから、中の気体を放出させるような措置をとつたりしておるわけでございます。いずれにいたしましても、こうしたこと

を十分現象を調べまして、今後の対応にしていくたいというふうに考えております。

○中野参考人 今後の対応じゃないので、そのときどうしたかということを聞いておるのでですか

ら。これに聞いてしまって、從来もそついた似たような現象があつたということから、中の気体を放出させるような措置をとつたりしておるわけでございます。いずれにいたしましても、こうしたこと

を十分現象を調べまして、今後の対応にしていくたいというふうに考えております。

○中野参考人 今後は、新規の実験をやるときには専門の人たちと目を配つていなければいけないが、目配りのきく人がおつたのかどうかと言つたら、十数年経験のある人もおつたと言うけれども、それはやはり、十数年たつておつたからぬが、こういう大事な実験をきちんとチェックできる、監視をする、新しいことが起きたら対応できる、そういう人員配置をきちっとやっておかなければいけないわけですよ。その対応が、何かこの処理一課長は十一日に出張しておるのであります。

こういうふうな状況を、これは後で記入したの

でしようが、現にこの資料は、明確に異常な事態が起つていて、そういうことをあらわしておるのであります。そのときに、しばらく様子を見て考えてみようというふうな状況ではなかつたはずなんだけれども、そんなものも、新しい実験をやろうと

にかわりまして、処理一課の担当役がその中心になつてこの後の運転計画の指導をしておつたわけでございます。したがいまして、例えばこの際に出張中の運転課長にすぐ電話連絡をし、こういう状況になつてはいるがという相談をしていれば、あるいは避けられたことがかもしれません。しかしながら、全体として、皆さんの、経験者の相談の中で、もう少し蒸気圧を落とせばこの状態が回復できるのではないかというふうに判断したと聞いております。

○辻(一)委員 大体、その処理第一課長というのがこの責任者だけれども、化学反応等が場合によつたら起ることを。これはもう動燃が前にみんな実験したことですね。硝酸の試薬を入れれば硝酸ナトリウムができる、そんなものの変化の中でアスファルトと反応する可能性が強いとか、磷酸トリアルチルなんかが入ってくる心配、磷酸の廃液が入っているとか、言うならば火薬のいろいろなものをませ合わせて、爆発するかどうかわからぬ、そういうことをやっているわけですよ。だから、開発ですから、動燃が新しい実験をやつて、そういうのは結構だけれども、それはやらなければいかぬことでしょう。しかし、わかる人があちんと配置されて対応するような体制でなければだめだと思うのだけれども、その第一課長は、大体化学的にこういう問題を理解しておつたのかどうか、いかがですか。簡単で結構です。

○中野参考人 お答えをいたします。
第一課長は、国立の大学の原子核工学を卒業しております。
○辻(一)委員 原子工学を卒業しておつたって、いなければ話にならないのだし、こういつときにはないといふことは、問題の重要性がわかつてゐなかつた、理解されていなかつたと言わざるを得ないと思ふのですね。
そういうことを考へると、動燃の今回のようないいな問題は、第一に動燃に責任がある、これはもう言つても、科学技術部はそういうよう

なものを監督指導しなければいかぬですね、一体どうなんだということを。それからもう一つ、後ろには原子力安全委員会があつて、目配りをしないでいい。現場の動燃と行政監督の科学技術庁と安全に責任を持つ原子力安全委員会、この三者はこの問題について、動燃の責任はもちろんどけれども、科技庁にまず行政監督の大さな責任がある。「もんじゅ」の後、本当に現場でチェックがきちっとされているかということを調べてこそ監督官庁で、そんなものを全部お任せにしておいて監督官庁とは言えないと思うのですが、これにはいかがですか。

○池田政府委員 ただいま先生の御指摘に対しても、動燃も「もんじゅ」があるのであります。それから再処理工場、また敦賀の「ふげん」があるのであります。幾つかの大手な事業所があり、そこには今言つたような問題、心配がいろいろあると私は思うのですよ。だから、これ以上たくさん、幾つか出てきたら、全くもう原子力に対する信頼はがたがたになつてしまふと思うのですね。だから、よっぽど厳しくこれはチェックし点検をしないといけないと思うのです。動燃はこの間聞きましたから、やつてもらわなければいかぬが、科技庁としても行政監督らしい厳しい点検をそんな通達を流したりといふくらいではだめですよ。それはやりとりはいろいろあると思いますけれども、きつとやつているのか、やる用意があるのか、そこらはどうなんですか。

○近岡国務大臣 ただいま御指摘のとおり、「もんじゅ」以来の教訓は、はつきり申し上げまして生かされていかなかつたという結論になつてしまふのではないかと私は思います。

○辻(一)委員 この間、科学技術庁長官をうちの鳩山代表と一緒にお部屋をお訪ねして、申し入れをしましたね。不信任案には我々は今度は同調しないでいいかな、私はこのように思います。

○辻(一)委員 この間、科学技術庁長官をうちの鳩山代表と一緒にお部屋をお訪ねして、申し入れをしましたね。不信任案には我々は今度は同調しません、しかし、科学技術庁が、長官が何をやる所をやつてほしいと思いますね。

そこで、原子力安全委員長にお尋ねするのですが、この前も私はちょっと申し上げたが、「もんじゅ」にしても、ナトリウム漏れ事故、これは第二配管の、必ずしも安全上はそれほど重要視されなかつたところで起きたのですね。今度の東海の再処理工場にしても、いわゆる高レベルの廃棄

物の処理場じやなしに低レベルの、低レベルといつたって、動燃の場合の低レベルは発電所の低レベルと全然違いますか、それにしても、必ずしも従来は安全上余り重視されていなかつた、そこに事故が起きて、そして今、日本の原子力行政、原子力の長年築かれた信頼を根元から崩しかねない事態になつておるわけですね。

そうしますと、安全審査は、一番大事なところだけをやつて、あとはそっちへ任せていますよと、いうようなやり方でいいのかどうか。今までの再処理工場の安全審査というか申請書等をずっと見てると、動燃が放射能等が漏れるかなりな事故を想定してそれに対応するものを出したにもかかわらず、当時の原子力委員会の安全審査専門部会は何とかそれを必ずしもまともに受けとめていない後の処置になつているように感じますが、こういうことをみると、現在の安全委員会が守備範囲で持っているところの安全審査で、これだけたくさん、五十の原子力発電所がある、それから世界有数の研究施設を持つて、こんな中で、従来の守備範囲というかそこだけでこれから安全行政というものがきちっとやれるかどうかということですね。

それからまた、原子力の安全審査と同時に、安全管理体制という観点からいつても、今回の幾つかの一連の事故は多くのものを示しておると思うのですが、それらについて、日本の原子力安全委員会の委員長から、どういう見解をお持ちなのかお伺いしたい。

○都甲説明員　お答え申し上げます。

今回の一連の事故に關しまして、現在、事故原因、再発防止対策等、行政庁の事故調査委員会でいたしましても、今回の事故の直接的な原因が何であつたか、なぜ火災が起り爆発が起こつたかということ、さらに、事故が発生した背景といつてしまして、設計に問題があつたのか、設計といいましても、基本設計と具体的な詳細設計に分けることができますが、そういう設計に問題があつ

さるには事故あるいは事故後対応問題があつたのか、あつたのかということ等について詳細な調査を進めていく必要があると考えておるところでござります。

今後、その調査審議の進捗を踏まえまして、当時の安全審査の内容、安全審査というのは基本設計の内容についてその妥当性を審査するわけでございますが、その安全審査の内容も含めまして検討を行うことが必要であると考えております。この過程で安全審査の妥当性についても明らかにしていきたいと考えております。

さらに、原子力安全委員会といたしましては、今回の事故から最大限の教訓を引き出すべく、先ほど申しました設計あるいは安全規制、安全規制と申しますのは、基本設計の安全審査とそれに統きます後続のいろいろな規制段階がございます。そのどの段階で問題があつたかということを明確にいたしまして、それぞれの段階に対しまして適切な改善策を講じることが必要であると考えております。

○辻(一)委員 私も、アメリカのNRC、原子力規制委員会を、スリーマイルを、昭和六十二年にチエルノブリの後、すぐ見に行つて、ゼックさんという委員長とも二回ほど会つて、いろいろな様子を聞いたことがありますし、最近フランスに行って、原子力庁と並んで規制当局であるフランスの原子力施設安全局とも意見交換をしてきました。

アメリカは、かつての推進と規制と一緒にやつておった機関から、NRC、原子力規制委員会を分離独立させて、三千名の行政委員会として強力なスタッフを持つて、調査もやれば審査もやる、規制もやる、これは非常に強力な機関になつておられますね。フランスはそれほどではないのですが、やはり二つに分かれている。

日本の場合は、私が思うに、アメリカにならつた形で一時原子力安全委員会は独立をさせたのですね。しかし、今日は科学技術庁の安全局の調査

室の上に乗っているのであって、委員の皆さんは専門の皆さんのがしっかりとおりますが、その手足となるスタッフ、そんなものは実際のところないですね。確かに百人ほどサポートする人はいらっしゃる。大学や研究所の方をパートで頼んで手伝ってもらっている。それは結構ですね。しかし、これだけ世界有数の原子力発電所を持ち、多くの研究施設を持つ中で、原子力の安全性を規制する機関としては弱体と言わざるを得ないのでですが、そういうことを原子力安全委員長としてもつと強化すべきではないかと私は思つております。

例えば、科学技術庁の原子力安全局、それがら通産省のエネルギー庁の公益事業部の安全関係、あるいは国土庁の防災関係、こういうものを一括して一元化を図つて、我が国に強力な原子力の規制機関を設けるべきであると考えておりますが、そこらについて、なかなか今科学技術庁長官や委員長にそれをお尋ねしても難しいことです。御専門ですから、ちょっとお考えをお伺いしたい。

○都甲説明員 お答えいたします。

原子力安全委員会は、独自の立場に立ちまして、行政庁の安全審査のダブルチェックを行つ、さらにはまた、安全審査のための指針の整備等でござりますとか、あるいは原子力の安全確保のための重要事項について審議検討するということで、今まで我が国における原子力の平和利用の安全確保の面で十分その機能を果たしてきたと考へておるところでございます。

しかしながら、動燃の一連の事故でございますが、これは原子力の安全性に対する国民の不安感とか不信感を増大させたわけでございまして、このような状況下で、原子力の安全確保を担う原子弹委員会の果たすべき役割、これがさらに重要なになってきているという認識を持つておるところでございます。

それで、現在の安全委員会のスタッフは確かに二十名足らずかと思うのでございますが、ただ、そのほかに、今御指摘いたしましたように、研究所ですか大学の、それぞれの広い分野の専門

○辻(一)委員 時間が来ましたが、もう一問だけお願いしたいと思います。

私は、独立機関をつくって、強力な規制機関を設けるべきであるということを主張して、後日またこの論議をいたしたいと思います。

長官、最後にお尋ねしますが、ちょっと問題が違います。今、我が方の渡辺議員が諫早の干拓問題について質問主意書を出して、内閣の答弁を要請しているのです。内閣の一人一人の御意見が反映されるのですが、閣僚として長官は、この諫早の問題、水門を上げて海水を入れてほしいということですが、どうお考えか、それだけちょっとお伺いしたい。

○近岡国務大臣 大変申しわけありませんが、私、現地を見たこともないものですから、国民の大重要な税金をお使いになつた事業でもありますし、今後いろいろな面から勉強させていただいて、そしてそれ以降にお答えさせていただくということでお伺いです。それで勘弁してください。

○辻(一)委員 議論があつて、黙つているわけにはいかないと思うのですね。賛成か反対か、どうなのかといふことを言わなければ、閣議は決定できないと思うのですね。だから、そのときにこの質問主意書の趣旨を十分酌んで御判断をいただきたい。このことを要請して、終わりたいと思います。どうありがとうございました。

○佐藤委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、きょうは、三月十一日の動燃東海再処理工場の二十時四分の爆発があつたわけの事故の二日後に調査に入ったときに、爆発で壊れた窓をよく見ると、上方に少しずすけた色が、それで、私は、事故の後、二日後、三日後と統け現場の方へ寄せていただきましたけれども、ある

破れたところがよく見られるものですから、これはやはり爆発に引き続いて火災があつたのではないのかということを現場で伺いました。たしかあるとき櫻原副所長さんから伺つたのは、その可能性も含めて今後事故調で調べられていくありますようということであつたわけです。

それが、最近、フィジカルプロテクションためのモニターテレビで映されていた映像が公開され、それは新聞等でも紹介されておりますが、明らかに破れた窓から大変煙が噴き出している。そこへ職員の方が二人、放射線量の調査に入られて、足早に出ていくとか、いろいろな映像も映つてゐるということでありました。

五月一日に、東海再処理施設アスファルト固化

處理施設における火災爆発事故調査委員会の田中

さんと自治省消防厅消防研究所第二研究部長の長

谷川和俊さん、この方が現場へ行かれて、その後

の消防の専門家の長谷川さんの記者会見というの

が紹介されておりました。その中では、この黒

煙といふのは、ビデオに映つてあるあの黒煙です

ね、これは明らかに火災によるものだと、それか

ら、その火災は三時間続いておつたということを

明らかにしておられます。

そこで、この三時間の火災が続いたということ

についてですけれども、どんな態様の火災であつ

たのかとか、あるいはどれぐらいの規模の火災が

あの施設の中で起つてたのかとか、これは、

今後も管理区域の中へ入つての調査によつてさら

に明らかになるでありますようですが、ます、この三

時間火災が続いていたというが、これは消防の

専門家の指摘なんですが、このことが事実である

のかどうか、そのところをまず伺いたいと思ひ

ます。

○植松参考人 P.P.カメラ、核物質防護カメラの

様子からもごらんいただきましたように、非常に

黒い煙が吹き出正在するという状況が映つております。

したがつて、火災が爆発の後に起つておつたの

ではないかという推定ができるわけでございますけれども。

平成九年五月十五日

はやはり爆発に引き続いて火災があつたのではないのかということを現場で伺いました。たしかあるとき櫻原副所長さんから伺つたのは、その可能性も含めて今後事故調で調べられていくありますようということであつたわけです。

それが、最近、フィジカルプロテクションためのモニターテレビで映されていた映像が公開され、それは新聞等でも紹介されておりますが、明らかに破れた窓から大変煙が噴き出している。そこへ職員の方が二人、放射線量の調査に入られて、足早に出ていくとか、いろいろな映像も映つているということでありました。

五月一日に、東海再処理施設アスファルト固化

處理施設における火災爆発事故調査委員会の田中

さんと自治省消防厅消防研究所第二研究部長の長

谷川和俊さん、この方が現場へ行かれて、その後

の消防の専門家の長谷川さんの記者会見というの

が紹介されておりました。その中では、この黒

煙といふのは、ビデオに映つてあるあの黒煙です

ね、これは明らかに火災によるものだと、それか

ら、その火災は三時間続いておつたということを

明らかにしておられます。

そこで、この三時間の火災が続いたということ

についてですけれども、どんな態様の火災であつ

たのかとか、あるいはどれぐらいの規模の火災が

あの施設の中で起つてたのかとか、これは、

今後も管理区域の中へ入つての調査によつてさら

に明らかになるでありますようですが、ます、この三

時間火災が続いていたというが、これは消防の

専門家の指摘なんですが、このことが事実である

のかどうか、そのところをまず伺いたいと思ひ

ます。

○植松参考人 爆発の後のこと主に質問される

とことございますので、前の火災のときに

消防がおいでになつたことはちょっと省かせていい

ます。したがつて、火災が爆発の後に起つておつたのではないかという推定ができるわけでござりますけれども。

平成九年五月十五日

爆発が起つりましたのは二十時四分、これはもう多くの人が確認をしておる時間帯でございます。その後確かに煙が出ておりましたが、中の状況を把握するために直ちに入城することはもちろん不可能でございましたので、状況を見ながら動燃の職員が中に入つて見るということをやつております。その入城が二十三時十分ごろでございまして、約三時間後には、爆発の三時間後には入城できるようまでなつておつた。確かにまだ域内には煙が漂つておつたということを聞いておりますが、三時間後には入城ができる程度にはなつておつた。すなわち、大きな火災が三時間続いておつた。すなわち、大きな火災が三時間続いておつたかどうかわかりませんが、爆発直後にはある意味で火災が発生しておつたということを考えないといけないというふうに思つております。

○吉井委員 ですから、これまでの二十時四分は爆発だけであつて、その後三時間火災が続いたということについては、やはり長谷川さんのあの調査によつてそれが一般的に明らかにされました。それで、今おつたということについて、この問題が改めて今考えられたということについて、やはり長谷川さんは思つているのです。

○吉井委員 この三月二十一日にいたいた近藤理事長から長官あての報告書の中でも、二十時四十一分ごろ東

海村の消防署へ爆発があり火災が発生していることを連絡しているわけですね。それで、今おつしやつたように二十一時過ぎに消防が行つた。同時に、しかし消防本部の方は別にそのころも中に待機はしていたわけですね、消防車が駆けつけ

てくるだけじゃなくて。それで、消防の方が消防について指示をする前に皆さんの方の判断があつたようなんですが。

そこで何つておきたいのは、三時間火災があつた、それはほつておいたらいつつかは自然鎮火する

にしても、本来、火災があるとまず消防への即時通報義務というのがあつて、火災を確認したら直ちに通報しなきゃいけない。四分から四十一分で

は随分おくれているということもありますが、同時に、消防の義務というのがあるんですね。そういう中で、動燃としてはこの火災を消火しようとしていたのかどうか、この点はどうなんでしょうか。

○吉井委員 先ほどもお答えありましたように、

一つ、被曝の可能性がある、それからもう一つ、可燃性ガスの発生で再爆発の可能性がある、だから

今回の事故というのは直ちに消火活動に移るわけにはいかないという状態だったと。それだけ深刻であったわけですが、原子力施設で火災が発生した場合には当然放射能汚染の問題が一つ発生します。

○吉井委員 ですから、遠隔操作の消防機器ですね、あるいは石油化学工場などではよく見られるのですが、炭酸ガスの泡をぱんと吹きつけるような砲筒つきの、しかも耐爆構造の消防車両がありますが、あ

いうふうな放射線防護機能のついた特殊車両がないと消防活動ができるないというのが今回のあの事態を見ていると特に感じられるのですが、大体

ス

ア

フ

アル

ト

施設

内

の

放

射

線

レ

ベ

ル

の

周

辺

の

モ

ニ

タ

リ

ン

ポ

ス

ト

の

結

果

を

見

ま

す

。

また、我々の自衛消防も、村の消防の方と同じ場所ではございませんが、車庫に消防車がございまして、その動燃の消防車の近傍で待機をしておつたという状態でございました。

また、我々の自衛消防も、村の消防の方と同じ場所ではございませんが、車庫に消防車がございまして、その動燃の消防車の近傍で待機をしておつたという状態でございました。

お願いいたしました、もちろん、消防車でおいでになつておられたまして、いつでも即出動できる態勢にはなつておられたわけでございます。

また、我々の自衛消防も、村の消防の方と同じ場所ではございませんが、車庫に消防車がございまして、その動燃の消防車の近傍で待機をしておつたという状態でございました。

今回のあれば、本当に消火活動をやろうと思つた。そういうのが必要であつたという判断ですね。

○植松参考人 先ほど申し上げましたように、本当に意味の消火活動をやろうと思うとそういう装置類も必要があつたかもしれません、振り返つてみますと、安全審査の段階でも火災は起ころないうにするんだということが基本の考え方でございましたので、したがつて、火災が起ころなければそういう非常に特殊な消防機器まで備える必要はなかろうということで、我々としてはそういうものは準備はしていなかつたという結果になつております。

○吉井委員 これはある意味ではおっしゃるとおりで、世の中、火災がなければ消防署も消防車も要らないわけですから、あわせて念のために伺つておきますが、「もんじゅ」や「ふげん」に、今言いましたよな遠隔操作の消防機器なりあるいは砲筒つき耐燃化学消防車に近いような、放射線防護の機能を持ったそういう消防車両等は配置されていますか。

○岸田参考人 管理区域内の火災に関して言えば、どういう可燃物があるかによつていろいろ規模が異なつてくると思います。そういう意味では、プラントには、「ふげん」にはアスファルト固化装置がござりますけれども、「もんじゅ」ではナトリウム、別のがござりますけれども、放射線の防護機能を持った車両等、そういう大きな設備は持つておません。

○吉井委員 「もんじゅ」などの場合、ナトリウムを使つておいるところですから、非常に大量に漏れた場合のナトリウムコンクリート反応による建屋の爆発というのは、これはスーパー・エニックスの教訓の中から最大限の注意を払えという指示も出ているわけです。そういう点では、これは一般の原発にても、チエルノブリにありますシリーマイルの例などを考えていた場合に、炉心溶融に及んだ場合、もともとそれは起こらないといふのを前提にして考えているのです。起こらないことを前提にしておれば、先ほども出ておりま

したような危機管理というよつた話は最初から出でこないわけで、そのあらゆる可能性に対しても植松参考人、先ほど申し上げましたように、本当に意味の消火活動をやろうと思うとそういう装置類も必要があつたかもしませんが、振り返つてみると、安全審査の段階でも火災は起ころないようになるんだということが基本の考え方でございましたので、したがつて、火災が起ころなければそういう非常に特殊な消防機器まで備える必要はなかろうということで、我々としてはそういうものは準備はしていなかつたという結果になつております。

○吉井委員 原子力施設につきましては、安

全審査の過程で事故の想定はしてござります。ただし、事故が起つても周囲に対する災害は起こさないという考え方で、そのための必要な措置

設計、あるいは運転管理等の基本的な要素を決めるわけでございますから、今御指摘のように、防

災のための特段の措置があるかと言われれば、そ

ういった点までは必要がないという状況にしてい

るものが現状でござります。

○吉井委員 ですから、今までは想定していかつたわけですから、それをつけなさい、そういう指

示はもちろんなかつたわけなんです。

○吉井委員 ですから、今までは想定していかつたわけですから、それをつけなさい、そういう指

示はもちろんなかつたわけなんです。

○池田政府委員 原子力施設につきましては、安

全審査の過程で事故の想定はしてござります。た

めに、原子力安全委員会の指示なりあるいは科学技術庁の指示として、そういう防災機器を配置しな

いというふうな指示は何か出していらっしゃいま

すか。

○池田政府委員 原子力施設につきましては、安

全審査の過程で事故の想定はしてござります。た

めに、原子力安全委員会の指示なりあるいは科学技術

府の指示として、そういう防災機器を配置しな

いというふうな指示は何か出していらっしゃいま

すか。

○池田政府委員 原子力施設につきましては、安

全審査の過程で事故の想定はしてござります。た

すが、やはり原子力施設で直ちに防災機器を設置するように指示するべきだ。先ほど出ておりました危機管理体制というのは、連絡とかいろいろあるでしょう。しかし、一番の危機管理といつのは、やはり住民の安全を守ることじやないでしようか。私は、そういう点では大臣に、これは消防関係は自治省だから自治大臣だと、いろいろなあれはあるかもしねないけれども、専門の担当している大臣としては、それはやはり内部で検討し、指示をするということを考えていかなければいけないのじやないかと思いますが、これは大臣に伺つておきたいと思います。

○近岡国務大臣 安全ということを大前提に考えなければならることは当然であります、そこで私はこの前の参議院のこの特別委員会で申し上げてきたのですが、絶対にそういうトラブル、事故がないというふうな前提だけで、今委員がおっしゃるようなことで、果たして今後将来いかがどうかということには問題があるのじやないかな、このように私実際は考えます。

ですから、今も答弁あつたとおり、これは大臣だらうといふうなことで、三時間ずっと待つ

ていたとか見ていたとかといふうなことがあります、やはりそいつたことを考えますと、そ

ういつた絶対といふうなことで、これから幾ら国民の皆さんに信頼してくれただけ言つたので、私は、いざこういつたことが起きたときには遅過ぎるのじやないか、対応できなくなってしまうのじやないかと考えますと、やはりこれは重要な検討課題だし、ひとつ十分に検討させてみてください。

○吉井委員 大臣、検討されるということですが、要するに再処理工場のあの三時間の火災の間も、あれで終わつたからある意味では不幸中の幸いなんですよ。どういう事態が起ころうかといふのは、これはいろいろな問題もあり得るわけですから、そういう点では、本当にこういう防災機器の設置などを真剣に検討してもらつて、対応といふものを生み出していたいふうに思いま

す。

次に、残る時間のところで伺つておきたいのは、事故の予兆といふ問題なんです。事故といふのは一遍に起ころるものじやなくて、必ず前兆となる現象を見出すことができるわけですね。

それで、先ほども少しありました、いただい

ております五月八日の参考資料の三十九ページのところ、原因調査状況についてという報告書のこ

この「エクストルーダ第七ゾーンの温度変化」というのを見ると、事故の四日前の三月七日の日付が変わる前から三月十日の明け方まで、定常運転のときは全く異なる温度上昇を示している

わけですね。動燃の現場責任者とか工場長幹部の方、本社の幹部の方は、この変動を見てどんな評価をして、どんな指示をしたのかというのが問題だと思います。

念のために、私は資料をきょうも持つてきていたのでですが、資料全体の中の二十一ページ目にある分なんですが、「エクストルーダ温度の変化」、これを見ると、明らかにこのバッチナンバー二十六ないしは二十七のところから異常を読み取ることができるわけですね。

ですから問題は、そういう異常を、ちゃんとペ

ンレコードーで出でてくる記録だし、チャート紙は

これは毎日、宿直、当直、二十四時間体制だった

み取ることができます。

ですから問題は、そういう異常を、ちゃんとペ

ンレコードーで出でてくる記録だし、チャート紙は

これは毎日、宿直、当直、二十四時間体制だった

み取ることができます。

そこで、十一日でござりますけれども、十一日

の朝会におきました、変動その他、それからやわらかくなつたことも報告されましたことから、当

日、課長がいませんでしたので、本来、課長にちやんと相談をしてきつとした対応をとればよかつたのですが、私どもの調べたところによりますと、やはり全体として温度が高く設定されているのじやなかろうかということで、正確に申し上げますと、ゾーン四のところの温度を下げる準備を始めるように、そういう指示を担当役はいたしておりまして、その準備が始まつたところで今回の事故が起きたというような状況でございました。

○吉井委員 先ほども、三時間の火災もずっと様子を見ておつて、今回も、朝会でももうちょっと様子を見ておつてとか、大体、こういうふうなものは定常運転が一番安全なんですよ。定常運転から外れたときを一番気をつけなければいけないのです。そのとき、なぜ、何が起つたのかといふことを追求しなかつたら、問題の解明には至らないわけですよ。

実は「ふげん」の方も調査に参りまして、あちら

で、四月十四日の午前五時三十三分に重水装置の排気筒のトリチウムモニターの警報が発報して、午前六時十分に停止したとなつておりますが、そこではやはりペンレコードーで描き出されるチャートといふのを、チャート紙をいただいて見てみま

ります。それからまた、三月のその以前あたりか

ら、製品として出てきておりますアスファルトの

出されたのか、これを伺いたいのです。

○中野参考人 先ほど辻先生の方からも類似の御質問がございましたので、あわせてお答えさせていただきますが、先生御指摘のように、三月の十日近くになりましてから温度の変化が見られておりました。それからまた、三月のその以前あたりから、製品として出てきておりますアスファルトの

混合体が非常にやわらかい形になつていて、そう

いうこともございまして、特に三月七日から九日

の運転状況につきましては、十日の朝会でそ

いつたことが、今申し上げたようなことが報告さ

れております。

それから、エクストルーダーの加熱条件が廃液供給量に対しても過大だと思われるといったよう

なことも、処理課長や担当役、主査に報告されております。ただ、先ほども申し上げましたが、こう

いったような現象といふのは從来もあつたと

いうことです、十日の場合は、一応もうちょっと様子を見ようとしたわけでございます。

そこで、十一日でござりますけれども、十一日

の朝会におきました、変動その他、それからやわらかくなつたことも報告されましたことから、当

日、課長がいませんでしたので、本来、課長にちやんと相談をしてきつとした対応をとればよかつたのですが、私どもの調べたところによりますと、やはり全体として温度が高く設定されているのじやなかろうかということで、正確に申し上げますと、ゾーン四のところの温度を下げる準備を始めるように、そういう指示を担当役はいたしておりまして、その準備が始まつたところで今回の事故が起きたというような状況でございました。

○吉井委員 先ほども、三時間の火災もずっと様子を見ておつて、今回も、朝会でももうちょっと

見せていただきまして、約一時間ぐらい前だつた

と思いますが、Cループの液位が変わってきていま

るのです。ですから、このなぜという追求がやは

り動燃の皆さんの場合は非常に甘いのじやない

か。

ただ、動燃の皆さんの問題だけじやなくて、こ

れは現地に運転管理専門官を科学技術庁は出して

いるわけですよ。その科学技術庁が、これらの事

態を掌握してなぜ適切な指示をしなかつたか。だ

から、それは動燃の問題だから知らないとか、体

制が弱かつたとか、そんな言いわけは成り立たな

いと思うのです。

というのとは、動燃事業団法によって、最高の管

理監督の責任者は総理大臣ですよ。國が管理監督

の責任者なんですよ。その一部委任を受けて科学

技術庁長官がやっていらっしゃるのだから、それ

がこういう事態を見過ごにしておつたとなれ

ば、これは大臣、決してあなたに個人的に何かが

あって嫌なことを言つわけじゃないけれども、や

はりこれは科学技術庁長官の資質や資格が問われ

てくる問題なんですよ。この問題は、それだけ重

要な問題なんですよ。ですから私は、この点で、今回

のこの異常事態について、さつきのような動燃の

答弁とか、それから科学技術庁の方の言いわけ的

な話ではもう通用しないと思うのです。

最後に、大臣として、こういうふうな問題の責

タが、委員長も、ちょっと見にくいかもしれませ

んが、ここが午前五時三十三分のところなんです。

これは午前三時から急速に立ち上がりつて

いるのです。

ですから、こういうデータを見ておれば、直ち

に対応するのは当たり前の話であつて、大体、航

空機事故のよう

に、事故をやつてからボイスレ

コードで原因究明

といふのでは、そのためにこ

れをとつてているのだつたら、全然意味ないのです

よ。なぜ記録をとつてあるかといつたら、異常を

早く、定常運転とは違う事態を早く見つけて対策

をとるためにやつてあるはずなんですね。

「もんじゅ」の場合も、私はあれはチャート紙を

見せていただきまして、約一時間ぐらい前だつた

と思いますが、Cループの液位が変わってきていま

るのです。ですから、このなぜという追求がやは

り動燃の皆さんの場合は非常に甘いのじやない

か。

ただ、動燃の皆さんの問題だけじやなくて、こ

れは現地に運転管理専門官を科学技術庁は出して

いるわけですよ。その科学技術庁が、これらの事

態を掌握してなぜ適切な指示をしなかつたか。だ

から、それは動燃の問題だから知らないとか、体

制が弱かつたとか、そんな言いわけは成り立たな

いと思うのです。

というのとは、動燃事業団法によって、最高の管

理監督の責任者は総理大臣ですよ。國が管理監督

の責任者なんですよ。その一部委任を受けて科学

技術庁長官がやっていらっしゃるのだから、それ

がこういう事態を見過ごにしておつたとなれ

ば、これは大臣、決してあなたに個人的に何かが

あって嫌なことを言つわけじゃないけれども、や

はりこれは科学技術庁長官の資質や資格が問われ

てくる問題なんですよ。この問題は、それだけ重

要な問題なんですよ。ですから私は、この点で、今回

のこの異常事態について、さつきのような動燃の

答弁とか、それから科学技術庁の方の言いわけ的

な話ではもう通用しないと思うのです。

最後に、大臣として、こういうふうな問題の責

任をどう厳しく受けとめて、そして今後、現場の運転管理専門官の体制強化を含めて、どんなふうに進めていくとしていらっしゃるのか、これを伺つて、時間が参りましたので、終わりにしたいと思います。

○近岡国務大臣 今回の事故の対応の不手際、あるいはまた地元を初め国民の皆様に大変な不信、不安感を与えたことに対しまして、ただいま御指摘のとおり、原子力行政を預かる私としましても本当に大変重く受けとめておりますし、私みずからがこの問題の解決に全力を尽さなければなりません。こんな覚悟をいたしております。

そのため、私の直轄で開催している動燃の改革検討委員会におきまして、動燃の体质、組織、体制等につきまして第三者のチェックを受けつつ抜本的な改革を断行するとともに、改めて原子力基本法の精神に立ち返つて動燃の指導監督を徹底してまいらなければならぬというふうに思つておりますし、今回のこの事故を、私は動燃のみならず監督官庁としても責任の重大さを深く反省したい、このように思つております。全力を尽くして解決に努力してみたいと思います。

○吉井委員 終わります。

○佐藤委員長 辻元清美君
○辻元委員 社会民主党・市民連合の辻元清美です。早速質問させていただきます。

条件の変更ということについてなんですが、この変更が今回の事故の一因になつた可能性が高いといふふうに言われております。動燃の再処理施設保全規定二百五条によりますと、「環境施設部長は、四半期ごとに環境施設運転計画を作成し、保安統括者の承認を受けなければならない。」保安統括者は、前項の承認をする場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問しなければならない。また、前項の承認をした場合は所長に報告しなければならない」というふうになつてます。さて、今回のこの変更につきましては、運転計画によると、計画を立てたのは同施設を担当す

る下請会社の社員の方であつたというふうに聞いているのですが、それが事実かどうか。そして、承認は主査と課長のみであつたというふうに聞いているのですが、これが事実かどうかだけお答えください。

○植松参考人 先ほども運転計画とキャンペーン運転計画書の二つの違いについて御答弁しておるわけでございますが、運転計画というのは、御指摘のように、保安規定に基づいて四半期ごとに承認を得る、検討の上保安統括者から承認を得ると

いうことになつております。その中身を変更するときは、おっしゃるようにも同じ手続をずっとどつていかなければいけないわけでござります。

が、その運転計画の範囲内であればキャンペーン運転計画書は課長の判断でやつてもいいということがなつておりますので、今回のような変更は

キヤンペーン運転計画書の範囲内という判断で課長が決裁をした形になつております。

もちろん、その計画を最初に立案しましたのは、現場の方で全体の仕事を職員の方から協力会社の方に指示をしてござりますので、協力会社の方で案をつくってきたということは事実でございますが、しかし、下請がそういう案をつくって実際にそれを承認したというわけではありませんで、案を出していただいたのを課長が検討した上で承認をしたということでございます。

〔委員長退席、齊藤(鉄)委員長代理着席〕
○辻元委員 今そういう御答弁なんですねけれども、これが事故の大きな原因であるとすれば大問題なんですね。これは運転にかかる重要な事項を安全事

件を承認したというわけではありませんで、案をつくってきたといふことは事実でございますが、しかし、下請がそういう案をつくって実際にそれを承認したというわけではありませんで、案を出していただいたのを課長が検討した上で承認をしたということでございます。

まず、今回のアスフルト固化処理施設の運転をしたところまで私どもは厳正に考えなければいけないと考えております。

そこで、まず、今回のアスフルト固化処理施設の運転条件の変更ということについてなんですが、この変更が今回の事故の一因になつた可能性が高いといふふうに言われております。動燃の再処理施設保安規定二百五条によりますと、「環境施設部長は、四半期ごとに環境施設運転計画を作成し、保安統括者の承認を受けなければならない。」保安統括者は、前項の承認をする場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問しなければならない。また、前項の承認をした場合は所長に報告しなければならない」というふうになつてます。

八日付で公表させていただきました報告書にありますように、ただいままでの事実関係を確かめましたところでは、火災の原因についてほぼ見通し

を得た。その内容につきましては、今先生からも述べたところによつて現場での作業も相当違つておつた、アスフルトの固化の状況というのも違つていたといったことまでは見きわめをしてきております。

これから実際に、この原因につきましては、さらにはどんな化学反応が中心であったのかといったような点につきましても見きわめをしたいと思つておりますし、そうしたことによつて運転上の異常な反応といったようなところがより明らかになつてしましました場合には、この運転計画上の措置といふのは、今御指摘のよつて保安規定に定めますような重要な事項に当たつてはなかなかといつたような点も検討の対象になると思つますし、そうしたときに事業団の現場におきます判断といふものが妥当なものであつたかどうかといたところまで私どもは厳正に考えなければいけないと考えております。

それでは次に、がらつと話は変わりまして、動燃のお金の使い方といふのは、私は何回かこの場でも指摘させていただきました。きょうも、一部それについて触れていただきたいと思うのです。それについて触れていただきたいと思うのです。

まず、「もんじゅ」の事故のときは大石理事長でいらつしやつたかと思うのです。今回、東海村のこの事故は今近藤理事長が取り仕切つていらつしやるのですが、この両者がそれぞれの事故についての最高責任者であるという了解でよろしいの

でしようか。

〔齊藤(鉄)委員長代理退席、委員長着席〕
○辻元委員 今そういう御答弁なんですねけれども、これが事故の大きな原因であるとすれば大問題なんですね。これは運転にかかる重要な事項を安全事

件を承認したというふうになつてるので、それでは、月額二十万円だつたと思います。

それで、四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

十月の二十六日だつたのを除けば

九月の二十六日だつたのを除けば

八月の二十六日だつたのを除けば

七月の二十六日だつたのを除けば

六月の二十六日だつたのを除けば

五月の二十六日だつたのを除けば

四月の二十六日だつたのを除けば

三月の二十六日だつたのを除けば

二月の二十六日だつたのを除けば

一月の二十六日だつたのを除けば

十二月の二十六日だつたのを除けば

十一月の二十六日だつたのを除けば

のようなものを取り締まっている法律ですので、この罰則については今後もう少し厳しくしていく、少しころか厳しくするような検討をしてもいいのではないかというふうに思うのですけれども、大臣いかがですか。

○池田政府委員 ただいま罰則についてのお尋ねでございましたけれども、私ども、今回の虚偽の報告といったことにつきまして告発という措置をとさせていただいたわけでございますけれども、その間におきまして、その当該者につきましては、これまででも社会的な制裁といったものは相当地受けておるわけでございます。そうした意味で、これから捜査当局がどういう結論を出すかといつたところも私ども見守る必要があると思っておりますけれども、この金額だけでその罰則の厳しさが妥当かどうかといった議論をするのは必ずしも適当でないかと思います。

また、先ほど先生は人の命にかかるるようなどいたようなことを御指摘ございましたけれども、これが原子力施設に、その運転その他に支障があつて災害を及ぼした場合には、もちろん刑法その他のほかの罰則がしっかりとかかるることにはないといったことも御理解いただきたいと思います。

○辻元委員 私は、今の御説明を受けてもこの罰則は緩いのではないかと思います。
さて、そういう中で、原子力安全委員会の責務が大きくなつてきているときよう池田局長が一番最初の方の御答弁でおっしゃつたり、中間報告でも五つのポイントに絞られて、そのポイントについて安全審査の考え方との関連でこれから検討を進めていきたいというようなこともあります。

こういう中で、原子力安全委員会の位置づけをもう一度確認したいのですが、科学技術庁としてはこの委員会は科学技術庁から独立していると考えていらっしゃるのかどうなのか、お聞かせください。

す私どもからは独立した存在であると考えております。

○辻元委員 そうしますと、安全委員会の委員長はだれで事務局はだれがやっているのか、教えてください。

事務局は、直接の事務局と申しますと私ども原全委員はすべて学識経験者から構成されておりまして、委員長は都甲泰正先生です。

事務局は、直接の事務局と申しますと私ども原世帯を持っていますけれども、私どもの立場から申しますと、行政庁であります科学技術庁原子力安全局、それから通産省の資源エネルギー庁の安全管理部局、こういったところが広い意味では事務局機能を務めているといったことでございまして、私自身も事務局の、むしろそれを代表した役割を担つてていると考えております。

○辻元委員 ですから、私は完全に独立していることは言えないと思うのです。実際に池田局長もその事務局を担つていらっしゃるわけですから、重複しているわけですね。私は、ここを切り離していくという方向で検討を進めていくことがいいのではないか、そうでないと今回の抜本的改革ということが達成できないのではないかというふうに考えております。

もう一つ、「もんじゅ」の事故の後、原子力委員会が原子力政策田卓会議といふのを十回にわたり開かれて、こういう会議があつたことは評価されておりました。この会議は實際どういう位置づけで行われたのか、それからまた、この会議もさして、そのポインツについて安全部会の考え方との関連でこれから検討を進めていきたいというようなこともあります。

○加藤(康)政府委員 原子力委員会は、いろいろなものを審議をするために下部にいろいろな部会等を持つことになつておりまして、その名称といつてしまつては、専門部会と言つたり懇談会と言つたり何とか会議と言つたりするわけございまして、そういう中の一つとしまして田卓会議といつるものを開いたということです。

それからもう一点は、田卓会議自身は、「もんじゅ」の後、三県知事から原子力に対する国民的な合意形成に努めてくれといふ話がございました

○辻元委員 この田卓会議に招聘を受けて参加しました。これは、実際に各界各層の市民の中から、昨年の七月十六日付で原子力委員会に対して申し入れがされている、その文書を私は持っております。これは、実際に各界各層の市民の代表者も入れて田卓会議を開こうとして行われていたわけなんですが、途中でこういうふうに申し入れている。田卓会議で表明された原子力政策そのものに対する反対意見や疑問は結果的にただ聞きおくことなどめられている

のではなく、田卓会議そのものの位置づけや表明意見をどのように活用していくのか全くわからぬという、せつかく田卓会議を開いたにもかかわらず、その原子力政策に疑問を持つている人も

しくは市民の代表のような人たち十七名がこういふ申し入れをしているのですね。ということは、国民的合意を、コンセンサスを得ていく過程として、原子力安全委員会の位置づけ、こういうところで意見を吸い上げていこうという試みはあつた

日本、國民一人一人が本当に、みずからエネルギーだということに対し、我々監督官庁ももちろんござりますが、これが國民の末端まで、

今委員御指摘のとおり、みんながこのエネルギー問題と原子力の開発利用というものに対して本当に合意形成ができるかといいますと、現況を見ますと、何といいますか、私はそう簡単なものではない。

特に、今回の事故等を見まして、原子力というと、何か、子供が学校に行く場合でも、原子力関係の学科に行くということになると、そんなところに行くなと言う親御さんもいるというぐらいいの話が聞こえてくるのですね。これは、やはり科学立国を表明している我が國におきましても大きな重大なことだと思いますよ。ですからある大学では、大学の名前は私は知りませんが、原子力という名前をつけずに学科を設定している大学もあるのですね、はつきり申し上げて。

こういったふうなことになりますと、私たち、報道もされていますし、国民的関心は高まっておりますが、この全般的なブルトニウム政策について国民的合意が形成されているとお考えなのがどうか。いやちょっと、今回のこともありましたし、なかなかこれは合意に至るのは難しいぞと思つていらっしゃるのか。率直なところを語つていただくことがまず第一歩だと思いますので、いかがでしょうか。

やはり我が國におきまして、将来にわたってエネルギーの安定供給、その中において原子力が重要なエネルギーであるという問題に対しまして、一つ問題があるのは、原子力というものは絶対安全だ

と思いますけれども、ただし、その裏には必ずいろいろなトラブルや事故は、率直に申し上げまして、絶対に起こり得ないかといふと、これはなかなか言い切れない問題ではないか。これが一点。

それから、立地の地域の方々だけではなくして、絶対に起こり得ないかといふと、これはなかなか言いつける問題ではないか。これが一点。

ということを前提にしてすべてのものが今日まで来てゐるのですね。私は、絶対安全でしかるべき

ものではありませんけれども、ただし、その裏には必ずいろいろな問題があるのですね。私は、絶対に起こり得ないかといふと、これはなかなか言いつける問題ではないか。これが一点。

それから、立地の地域の方々だけではなくして、絶対に起こり得ないかといふと、これはなかなか言いつける問題ではないか。これが一点。

ければ、私はこの行政は進まない、このように思っておりますので、委員御指摘のとおり、私は、

これから進める場合にこれは簡単な問題ではないということを重く受けとめております。

○辻元委員 私の時間が来ましたので、これで終ります。

○佐藤委員長 堀込征雄君。

○堀込委員 最後になりましたので、いろいろ重複する質問もあるかと思いますが、御容赦をいただきたいと思います。

事故の問題につきまして、きょうの議論、そして先日の議論、いろいろ議論されきました。そういう原因調査状況の報告もいただいておるとして、この原因調査状況を見ています。なぜかと思いまして、要するにどういう原因なのか、だんだん見えてはきたけれども、どうもまだしつくりこないという感じを持つわけあります。

先ほどもありましたように、この調査状況を見ますと、廃液の供給量を通常より下げる運転している、これが何か影響したのではないかというようなこと、あるいは、混合物の温度が異常に上昇していたというようなことやら、混合物が数日間非常にやわらか目であったというようなことがあります。それでありますように、この調査状況を見ますと、廃液の供給量を通常より下げる運転している、これが何か影響したのではないかというようなこと、あるいは、混合物の温度が異常に上昇していたというようなことやら、混合物が数日間非常にやわらか目であったというようなことがあります。

あらゆる事故、あるいは、あらゆる災害もそうですが、起ることは必ずない、想定し得ない事故が起きていたいわけではありません。私は、そういう意味で、末端技術といふか、かなり一般化された技術についての点検などについて、やはり研究者特有の、何というか、点検保守あるいはそういうものに対する手抜きみたいなことがあったのではないかという印象を実は素人目に持つわけあります。なぜかと思いまして、そういう意味では、「もんじゅ」のナトリウム事故も同じような印象を持たざるを得ないわけあります。

そういう起こり得るはずのない場所で、しかも完成されたと思われる技術の場所で起きているのを守るために持つわけあります。なぜかと思いまして、そういう研究姿勢、安全確保という面で、何か皆さんのそういう意識があつたのではないかという印象を私は持つわけあります。その辺の印象はいかがですか。

○近藤参考人 お答えします。

御指摘のような状況は確かにあつたと思います。それで私は、今後、運営をやっていくに当たりまして、やはり組織的な対応も何かここで考えなければならぬと思っております。それは課長がいなかつたので少し様子を見ておつたといふこと、あるいは答弁が、先ほど来あつたといふこと、思つてあります。

いろいろ調査中なのであります。先ほど何人かの先生からも御指摘がありましたように、アスファルト固化による実績というのはもうドラム缶三万本にも上っている、いわば完成された技術であつたわけあります。そういう意味では、起こり得るはずのないよう、想定し得ない事故であったのではないか。あるいは、アスファルト充てん後二十時間も経過したドラム缶が燃えたのはなぜか、どうも、そういうことも想定しにくかったのだろうというふうに思つてあります。

○堀込委員 そういふことで、ぜひ、何といいますか、全般的な、末端技術に至るまで目配りをし

す。

ながら配慮をしてもらいたいものだ、こう思うわけであります。

そこで、ちょっと伺つておきたいわけであります。私が、アスファルト固化にかかる処理技術といふか、かなり一般化された技術についての点検などについて、やはり研究段階ですか。これはどん

なような研究段階なのか。そしてまた、この技術が完成すれば、廃棄物なんか大分減らすことがで

きたり、あるいは、今度起きたよな、アスファルト固化施設における事故発生の要因といふのはかなり取り除かれる技術だといふふうに見ていいのかどうか、その辺の研究段階を含めて、ちよつとお聞かせをいただきたいと思います。

○加藤(慶)政府委員 そのアスファルト固化にかかる方式でございますけれども、これは平成元年ごろからいろいろな設計を進めてまいりまして、

完成されたと思われる技術の場所で起きているので、そういう研究姿勢、安全確保という面で、何か皆さんのそういう意識があつたのではないかといふ印象を私は持つわけあります。その辺の印象はいかがですか。

○近藤参考人 お答えします。

御指摘のような状況は確かにあつたと思います。それで私は、今後、運営をやっていくに当たりまして、やはり組織的な対応も何かここで考えなければならぬと思っております。

その特色といたしましては、アスファルト固化に比べまして、はるかに残る廃棄物の量が少ないということです。江渡議員から最初に御質問ございました、そういう最終の廃棄物のドラム缶の本数も減らせる方法でござりますし、処理の手順が簡単でございまして、実用規模で実施できることなれば、非常に安価に処理できるといふことが期待されているということをございます。

これまで準備が進んでいまして、これからいよいよ建設にかかりたいと考えておりますが、それ

ながら配慮をしてもらいたいものだ、こう思うわけであります。そこで、ちょっと伺つておきたいわけであります。なぜかと思いまして、これに対応する決意も、委員の皆さんの質問に答えて、近岡長官初め皆さんが答弁がございました。ぜひそういうことで対応をいただきたいと思うわけであります。

○堀込委員 そこで、今回の事故は、原子力政策の皆さんとの質問に答えて、近岡長官初め皆さんが答弁がございました。ぜひそういうことで対応をいただきたいと思うわけであります。

やはり情報の公開、行政全体もそうであります。そこで、特に原子力政策について情報の公開がどう行われていくのか、しかもそれは、今事故が起きてお聞きもしているわけであります。低レベル放射性廃棄物の処理技術開発施設ですか。これはどん

なような研究段階なのか。そしてまた、この技術が完成すれば、廃棄物なんか大分減らすことがで

きたり、あるいは、今度起きたよな、アスファルト固化施設における事故発生の要因といふのはかなり取り除かれる技術だといふふうに見ていいのかどうか、その辺の研究段階を含めて、ちよつとお聞かせをいただきたいと思います。

○加藤(慶)政府委員 そのアスファルト固化にかかる方式でございますけれども、これは平成元年ごろからいろいろな設計を進めてまいりまして、

完成されたと思われる技術の場所で起きているので、そういう研究姿勢、安全確保という面で、何か皆さんのそういう意識があつたのではないかといふ印象を私は持つわけあります。その辺の印象はいかがですか。

○近藤参考人 お答えします。

御指摘のような状況は確かにあつたと思います。それで私は、今後、運営をやっていくに当たりまして、やはり組織的な対応も何かここで考えなければならぬと思っております。

その特色といたしましては、アスファルト固化に比べまして、はるかに残る廃棄物の量が少ないということです。江渡議員から最初に御質問ございました、そういう最終の廃棄物のドラム缶の本数も減らせる方法でござりますし、処理の手順が簡単でございまして、実用規模で実施できることなれば、非常に安価に処理できるといふことが期待されているということをございます。

これまで準備が進んでいまして、これからいよいよ建設にかかりたいと考えておりますが、それ

でもまだ四、五年はかかるようなスケジュールに

ついています。そこで立場に立った上で、言うなればその範囲で研究開発を進めていくといふに、安全優先でやつてきたと思いますが、今後は考え

方を逆にしまして、まずは安全運転に徹するといつて、運転部門の了解を求めて、運転部門が安全だ

といいますのは、やはり研究開発部門とそれから運転保守の部門の間に緊張感をつくりまして、それで、新しく研究開発をやるというときには、

この辺をどういったふうに改革していくのかというのも、特に原子力政策においては国民の理解が必要ですから、私は重要なことなんだろうというふうに思います。

先日、多分うちの小坂議員も質問したと思う

ですけれども、情報公開法の要綱案が今出でていま

して、これは特殊法人とか政府認可法人は政府案

では外してあるわけであります。私は、この辺も

少し検討しなければいけない、この問題に限らず

やらなければいけないなとは思っていますが、それとは別に、国民の安全、生命にかかわる課題た
くに、情報公開法ができるまでということを考え
ることなく、やはり独自のシステム、さつきの答
弁を聞いておりますと、長官は大変な決意で、現
場へ行って、査察システムなんかも検討しなけれ
ばいけないというような決意、大変私は頼もしく
聞いておったわけですが、やはり情報公開
のシステムというのを原子力政策についてはきち
んとつくり上げていく必要があるのではないか、
こういうふうに思うわけであります。上から一方
的なことじやなくて、下からといいますか、市町
村団体や市民団体からの要求に対しての公開を含
めて、どういうシステムをつくり上げたらいか
検討して、早期につくり上げるべきではないか、
こういうふうに思いますか、いかがでございま
しょうか。

動燃の事故調査委員会も、それから改革委員会も全部公開。公開して初めて、国民がその結果を見ておいても大丈夫だというところにいくのは、その真実を知ったときなんですよ。知らない間は絶対信頼することはありません。私は、そこに原子力行政をこれから立て直していく基本があるんじゃないかな、こんな気がしておりますので、この公開の仕方については、まず国民に対しわかりやすく、その結果もあわせて国民が理解されるような情報公開のあり方というものを基本にして考えていく

軍縮のための努力を積み重ねていくための國際協力に寄与し有意義であることから、今国会において条約締結の御承認とともに、この条約的確な実施を確保するため、報告徵収、立入調査及び罰則等について所要の規定の整備を行ふ本法律案の御審議をお願いするものであります。

次に、本法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、条約により設立される包括的核実験禁止条約機関等から条約の定めるところにより要請があつた場合等に、我が国が説明を行うため、報告徵収に係る規定を整備することとしております。

する法律（昭和三十二年法律第六百六十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「研究、開発及び利用」を「利用等」に改める。
第六十七条に次の二項を加える。
4 内閣総理大臣は、包括的核実験禁止条約（以下「条約」という。）により設立される包括的核実験禁止条約機関（以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。）又は条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）から条約の定めるところにより要請があつた場合には、包括的核実験禁止条約機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関する情報とし報告をさせることができる。

5 内閣総理大臣は、第六十八条の三第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は取去が行われた場合にはあつては、包括的核実験禁止条約機

関に対し説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に關し報告をさせることができる。

第六十八条の三 包括的核実験禁止条約機関の指定する者は、内閣総理大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員の立会いの下

は收去に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七十六条の四中「前二条」を「第七十六条の二及び前条」に、「刑法第四条の二」を「刑法第四条の二の例に、第七十六条の三の罪は同法第三条」に改め、同条を第七十六条の五とし、第七十六条の三を第七十六条の四とし、第七十六条の二の次に次の一条を加える。

第七十六条の三 核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第八十条第五号中「第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条に次の二号を加える。

八 第六十八条の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は收去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八条の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

理由

包括的核実験禁止条約の実施に伴い、核爆発の禁止、報告徵収及び包括的核実験禁止条約機関の指定する者による立入調査等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年五月二十六日印刷

平成九年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P